

江戸川区立西葛西中学校 消防・防災計画

第1章 総 則

第1節 目的及びその適用範囲

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、江戸川区立西葛西中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び生徒の人命安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は次のとおりとする。

- (1) 本校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者。
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者。
防火管理業務の一部を受託している者（警備保障会社）は受託した防火業務について定期的に防火管理者に報告しなければならない。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原の責任等)

第3条 管理権原者は校内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理的又は監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火責任者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- (2) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者及び事務局)

第4条 防火管理者は、副校長とし、事務局を事務担当係におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第5条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (3) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (4) 消防設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (6) 増改築、修繕、模様替え等の校時時における火災予防上の措置
- (7) 生徒・職員に関する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- (8) 学校長に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務
- (9) 収容人員の管理

(消防機関への報告、連絡)

第6条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- (5) その他法令に基づく諸手続き

第3節 防火管理委員会

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、学校長を委員長、防火管理者を副委員長、事務責任者、校務分掌各責任者、各学年責任者その他担当する諸責任者を委員として、防火管理委員会を別表1のとおりを設置する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、定例会と臨時会の2種とする。なお、定例会は2月及び11月とし、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。

(審議事項)

第9条 防火管理委員会は、次の基本的事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事。
- (2) 生徒の人命安全に関する事。
- (3) 校舎及び消防用設備
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事。
- (6) 震災対策に関する事。
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事。
- (8) その他防災管理に関する事。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第10条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第11条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに、各階及び特別校舎（体育館等）ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表2のとおり定める。

(自主点検検査の組織と基準)

第12条 自主点検検査実施のための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に検査を実施するものとし、その組織と基準を別表3の通り定める。

(防火担当責任者の業務)

第13条 防火責任者（火元責任者）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気使用器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認。
- (4) 防火管理者の補佐

(警備保障会社の業務)

第14条 警備員は、休日、夜間において、定時または必要に応じて巡回し、火災防止上の安全を確認するとともにその結果を必要に応じて防火管理者に報告するものとする。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

第15条 防災管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立入りを禁止するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第16条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。また、使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。
- (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。特に冬季に各教室においてストーブを使用する場合は、生徒に対し「ストーブの使用時のきまり」を遵守させる。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水または消火器を用意すること。

(臨時の火気使用等)

第17条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用器具を設置または変更するとき。
- (3) カーテン、ブラインド及び暗幕の設置または交換するとき。
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更するとき。
- (5) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (6) 危険物を貯蔵、取扱い、または種類・数量を変更するとき。
- (7) 改装、模様替え等を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第18条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

1 避難口・廊下・階段・避難経路その他避難のために使用する避難施設

- (1) 避難の妨害となる施設を設け、または物品を置かないこと。
- (2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- (3) 避難口などに設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。

2 火災が発生したときの延焼を防止しまたは有効な消防活動を確保するための防火施設

- (1) 防火戸は常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物品を置かないこと。

3 その他火災予防及び人命安全上必要な事項

(工事人等の遵守事項)

第19条 当校内で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提供すること。
- (2) 生徒の安全を確保するため工事を行う区域への立入禁止措置を講じておくこと。
- (3) 消火器または消火用水を配置しておくこと。
- (4) 指定された場所以外で喫煙、焚き火等を行わないこと。
- (5) 危険物を使用しての工事は、その都度防火管理者に報告すること。
- (6) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防活動組織

(自衛消防隊の設置)

第20条 学校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という）、防火管理者を副隊長として、別表4の通り自衛消防組織を編成する。

(隊長等の権限及び任務)

第21条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、その任務を行うものとする。副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令。
- (3) 消防隊との密接な連携

第2節 自衛消防活動等

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第22条 自衛消防隊本部は、正面玄関前または火災等の状況によっては、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる西側、藤棚の前に本部を設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は、隊長、副隊長、指揮係とする。

自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳、危険物その他の設備等の関係資料及び在校生名簿等関係資料を準備する。

実態の把握と防御上の指揮命令、報告、連絡体制の確保に当たるとともに消防隊に対する情報提供体制も確保するものとする。

(避難経路図等)

第23条 隊長は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、隊員並びに生徒等すべてに周知徹底しなければならない。

(通報、連絡)

第24条 火災の場合の対応は、以下の通りとする。

- 1 火災を発見した者は、職員室に通報するとともに周囲の室に連絡すること。
- 2 職員室の連絡班員は、消防機関「119」へ「所在・名称・被害状況等」を通報するとともに、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。
 - (1) 授業中の場合（主事室設置の非常放送設備）

「ただ今、〇〇館〇〇階〇〇室より火災が発生しました。生徒は先生の指示にしたがって、全員校庭の藤棚の前に避難しなさい。」
 - (2) 休憩中の場合（職員室設置の緊急放送）

「ただ今、〇〇館〇〇階〇〇室より火災が発生しました。教室にいる者は、先生がすぐ行きますから、教室で静かに待ちなさい。校庭、体育館、特別教室などにいる者は、校庭の藤棚の前に避難しなさい。」
- 3 職員室の連絡班員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次、自衛消防隊本部に通報すること。

(消防活動)

第25条 消火活動は、発見者の行う初期活動を包含し、初期消火係員は、火災発生時の覚知と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

(避難誘導)

第 26 条 避難誘導は、避難経路図により誘導すること。

- ・ 避難誘導員の部署は、各出入口、階段、避難器具設置場所とし、忘れ物等により再び入る者のないよう安全に避難させること。
- ・ 避難誘導にあつては、拡声器、メガホン等を有効に活用して避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、火災発生階より上層階の者を最優先に避難させること。
- ・ 避難器具は地上との連携を図り、設定すること。
- ・ 避難終了後、すみやかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告すること。

(1) 授業中校内で出火した場合

- ア 教科担任は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くように指示する。
- イ 避難及び避難経路は、原則として次による。
 - (ア) 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず全校生徒を校庭に避難させる。
 - (イ) 火災発生階より上層階の学級は、火災発生場所の反対側から避難させる。
 - (ウ) 火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難を優先させる。
- ウ ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙をすわないようにする。
- エ 出席簿を持ち廊下に整列させた後校舎外へ避難誘導を行う。
- オ 廊下・階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」「戻らない」を励行させる。
- カ 校舎外では、速足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防本部に報告する

(2) 休憩中校内で出火した場合

- ア 学級担任は、自教室に直行し、混乱を防止するとともに学級旗、出席簿を持ち、定められた避難経路により避難誘導を行う。
- イ 各階責任者は、校内の生徒が残留するおそれのある便所、特別教室、体育館等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。
- ウ 校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

(3) 授業中、隣接建物より出火した場合

- ア 教科担任は、火災を覚知した場合、窓を閉めカーテンを開けて、隊長の指示により校庭へ避難誘導する。
- イ 校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防本部に報告する。

(4) 第 2 次避難場所（行船公園）に誘導する場合は、次の通りとする。

- ア 学級旗を高く掲げ速足で移動する。
- イ 二列縦隊で移動し、途中列を乱す者に注意する。
- ウ 第 2 次避難場所に到着した後、すみやかに人員点呼を行い、自衛消防隊本部に報告する。

(防護安全措施)

第 27 条 防護安全・救助係員は、建物、火気使用設備及び高圧ガス等について安全措施を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖、防火シャッターの閉鎖
- (2) 給食室及び校舎のガス栓の閉鎖、2 階各教室の縦系列のガス栓の閉鎖、危険物等の安全な場所への移動
- (3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措施
- (4) その他防護上必要な措置

(残留生徒の救出活動)

第 28 条 救助係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは、階段を利用し、また、使用不可能な場合は、避難器具を操作して救出する。
- (3) 避難器具の展張にあたっては、地上の設定者を指定し、その者との連携を図りながら設定する。

(応急救護活動)

第 29 条 救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。
- (2) 負傷者の応急処置を行うとともに、学年・氏名・負傷程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。
- (3) 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(休日、夜間における活動体制)

第 30 条 休日、夜間の諸活動は、警備保障会社の初期対応と連携を図る。

- (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ通報するとともに別に定める緊急連絡者一覧表に基づき、校長（副校長）、生活指導主任（安全指導係）への連絡を行う。
- (2) 消火器及び消火バケツ、消火栓等を利用し、初期消火活動を行う。
- (3) 火災の延焼状況により、当学校で定められた貴重品の搬出を行い、その管理にあたる。

(非常持出品)

第 31 条 非常持出品を次の通り定める。

学校沿革誌、 生徒指導資料、 旧職員履歴簿、	学校沿革誌資料、 健康カード（緊急連絡先記入）、 消防計画（非常用設備図等）、	卒業証書台帳、 P T A 役員名簿 転出入生徒名簿 防火対象維持台帳
------------------------------	---	--

(装備)

第 32 条 自衛消防隊の装備ならびにその管理と保管場所は次によるものとする。

(1) 装 備	装 備 機 材	個 数	備 考
	消 火 器	3	職員室、主事室、事務室
	ロープ（30m 5m）	各 1	
	携帯用拡声器	3	
	ヘルメット	5	
	軍 手	3 0	
	警 笛	5	
	懐 中 電 灯	5	
	学 級 表 示 板	クラス数	

- (2) 装備機材の保管場所は、職員室とする。
- (3) 装備機材の維持管理は、副校長・事務主事が行き、常時使用できるよう点検整備しておくものとする。

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第33条 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため第2章各節の点検検査と合わせて建物及び所施設等の点検を毎月行うものとする。

2. 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付属する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ及び簀の子の危険個所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否（例えば、危険物薬品庫に保管し、その他引火性発火性薬品は転倒しないセパレート型の箱に入れる）
- (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否

(地震後の安全措置)

第34条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらせない地震の場合においても同様とする。）

2. 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
3. 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで、使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第35条 震災に備え、次の品目を持ち出せるように常に準備しておくものとする。

品名	対応策	保管場所
食糧・飲料水	○ 区教育委員会の指示に従う。	備蓄倉庫
医薬品・担架	○ 保健室内の医薬品の他必要な医薬品を確保しておく。	保健室
毛布	○ 非常用として5枚を確保しておく。	保健室
携帯用ラジオ	○ 震災用として常に使用できるように日常使用するものとは区別して確保しておく。	職員室
校旗・学級掲示板・携帯用拡声器・ロープ・警笛・懐中電灯	○ 自衛消防態様の装備器材を活用する。	主事室 職員室

(生徒引き渡し名簿)

第36条 防火管理者は、各担当教師をして、震災時に生徒を家庭に引き渡す名簿を作成させ、引き渡す場所及び方法について明確にしておくものとする。

(避難場所の指定)

第 37 条 避難場所及び避難経路は、次の通り指定しておくものとする。

避難場所	名称及び所在地	集結場所
第一次避難場所	校庭	校庭朝礼台の前、朝礼隊形で整列する。
第二次避難場所 (広域避難場所)	行船公園 北葛西 3 丁目	校庭朝礼台の前、朝礼隊形で整列する。
避難経路	校庭→避難地 (1km)	

第 2 節 地震時の活動

(地震時の活動)

第 38 条 地震時の活動は、第 3 章自衛消防活動によるほか次によるものとする。

(1) 授業中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第 1 次措置	○ 火気使用器具の始末をするとともに、初動体制に必要な指示・命令を行う。	○ 地震発生と同時に生徒を机の下など身をかくさせ本部からの指示を待つ。
第 2 次措置	○ 校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の指示を校内放送及び口頭で行う。	○ 教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 ○ 屋外への避難命令を受けた場合は、生徒に防護措置をとらせ避難経路に従い避難開始する。
第 3 次措置	○ 避難終了の確認を行うとともに第 2 次避難場所への動向を判断する。	○ 出席簿、生徒引渡し名簿を携行し、校庭へ避難完了したならば、人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第 1 次措置	○ 火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び体育館・新館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。	○ 地震発生と同時に教室に直行し机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 ○ 火気使用器具の始末をする。
第 2 次措置	○ 本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともにその状況に応じた必要な措置命令を行う。 ○ 本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るようあるいは、直接校庭に避難するよう指示する。	○ 地震終了後、混乱を鎮め、人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 ○ 生徒が全員教室に戻ったかどうか、戻らない生徒は誰か、また、負傷の有無を確認し、必要な措置を行う。 ○ その後の行動について本部からの指示を待つ。
第 3 次措置	○ 授業中に準じて行う。	○ 授業中に準じて行う。

(3) 消火活動

- ア 学校内に火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたること。
- イ 学校内に火災がなく、その他の被害も少ない場合で周辺に火災が発生している場合は自衛消防隊長の命令により消火協力するものとする。

(4) 情報収集活動

- ア 校内電話通信機器の試験を行うこと。
- イ 関係機関（消防署・都庁・区防災無線等）からの情報を積極的に収集し、連絡すること。
- ウ 屋上等に連絡班員を配置し、周辺火災の発生状況を把握し、風速・風向きによる飛び火危険の有無について状況の居住付近の近況を把握すること。

(避難行動)

第 39 条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒が机の下に身を防いだ時点でカバン等で頭の防護措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は避難経路図に従うものとする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 広域避難場所への避難は、ロープを使用し、隊列を組み、学級担任は学級を先導し、担任以外の教師は隊列の左右に適宜に位置し、事故防止に努める。
- (6) 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡員を派遣する。
- (7) 避難時における装備の携行者は次の通りとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
本隊旗（校旗）	本 部 員	本部の印とする
学級掲示板	本 部 員	避難・待避の際の印とする
携帯用拡声器	本部員及び学年主任	避難時の統率を図るために使用
トランジスターラジオ	本部員・通報連絡係	情報を収集するために使用
重要書類等	搬出係・事務主事	非常持出し品の搬送及び管理
担 架	応急救護係	疾病者を搬送する
毛 布	応急救護係	疾病者の救急用具として使用
医 薬 品	応急救護係	応急手当用
飲料水・紙 等	栄養士、用務・調理主事	避難場所で用いる

(生徒の引渡し)

第 40 条 学級担任は、生徒を家族に引渡す場合、原則として広域避難場所において引渡し名簿により確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また、学級担任不在の場合は副担任がこれを代行する。

第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施)

第41条 防火管理者は、教員に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。

- 1 防火管理者は下記の内容について教師に周知する。
 - (1) 消防計画に定める遵守事項について
 - (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
 - (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について
- 2 各教師は、生徒に対し次の基本的事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。
 - (1) 火災及び地震等に対する災害の基礎知識について
 - (2) 地震の発生する要因について
 - (3) 煙及びガス等の危険性について
 - (4) 油類による火災発生の危険性について
 - (5) 火災を予防するための基礎知識について
 - (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
 - (7) 学校周辺の地理的状况について
 - (8) その他火災予防上必要な事項について

(防災思想の啓発)

第42条 防火管理者は、教師及び生徒の防災思想を高めるための次の事項を行うものとする。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレット等の作成
- (2) 学校便りを利用し、生徒及びその家族に対し学校における防火対策及び避難訓練等の結果について報知する。
- (3) 被害の発生しない地震であっても、その都度校内放送等を利用し防災意識の高揚を図る。
- (4) 消防署と連絡を図り、火災予防に対する円滑な推進を図る。

第2節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第43条 防火管理者は、前41条の防災教育に関して、教師及びその他の職員に対する各種訓練計画を作成する。また、校務分掌の担当者に、生徒の避難訓練等の実施時期・方法について具体的に作成させるものとする。

(避難訓練時の基本行動)

第44条 訓練時の生徒がとる基本行動は次の通りとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常のカリキュラムを通じ習熟を図るものとする。

災害種別等	生徒の基本行動
授業中校内火災	<ol style="list-style-type: none">1. 全ての行動をやめ、静かに放送を聞く。2. 先生の指示を受けるまでは勝手な行動をしない。上履きはきちんと履く。3. ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。4. 煙発生時は身を低くし、ハンカチを口にあて煙を吸わないようにする。5. 「おさない」「かけない」「しゃべらない」で行動し、特に階段においては前の生徒を押ししたりしない。6. 校庭では、先生の持つ学級旗を先頭に早足で行進し、集合場所で整列し学級委員の人員点呼が終わったら、すぐ座り指示があるまで待つ。

休憩中校内火災	1. 教室・廊下・特別教室・体育館にいる場合 ア 放送及び先生の指示をよく聞き、指示通り静かに行動する。 イ 廊下・便所等にいる生徒は、その場で先生の指示を待つ。 ウ 避難の途中で教室等に引き返さない。 2. 校庭・プール等にいる場合は、放送及び先生の指示に従い、決められた集合位置に整列し、座って担任教師の来るのを静かに待つ。
授業中地震発生	1. あわてて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れ頭を防護する。 2. 先生の指示により、校庭に避難する場合は火災時の避難に準じて行う。 3. 避難は落下物から身（頭）を守るためにカバン・本当を使用する。

災害種別等	生徒の基本行動
休憩中地震発生	1. 教室・廊下・特別教室等にいる場合 ア 教室にいる場合は、直ちに机の下に身を寄せる。 イ 廊下・体育館等にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下等の中央に身をふせ、先生の指示により教室や避難場所に向かう。 ウ 便所にいる場合は、ドアを開き、その場で地震が終了するのを待ち、先生の指示により教室や避難場所に向かう。 2. 校舎等にいる場合 ア 校舎や塀から離れ、頭を守ってふせる。 イ 地震動がおさまりしだい、先生の指示に従い行動する。

(消防機関への指導要請及び報告)

第45条 防火管理者は、避難訓練・自衛消防訓練を実施する場合は、事前に「自衛消防訓練通知書」により、小岩消防署に通知するとともに必要と認める場合は、指導の要請を行う。

(訓練結果の検討)

第46条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

第6章 その他の災害活動対策

第1節 水災時の活動

(水災時の措置)

第47条 防火管理者は、台風・集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自主点検検査班をして、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う
- (2) 通知連絡係員をして、区役所及び防災機関から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

(緊急下校)

第48条 緊急下校は、別に定めるところにより行う。

付 則

この計画は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 防火管理委員会

委員名	職名	備考
委員長	校長	
副委員長	副校長	
委員	教務主任	
委員	生活指導主任	
委員	1学年主任	
委員	2学年主任	
委員	3学年主任	
委員	養護教諭	
委員	事務主事	

別表 2 防火管理組織編成表

防火 管理者	【防火管理責任者】 副校長 補佐（安全主任）：生活指導主任								
	【防火管理者】 1階 教務主任 2階 副校長 3階 生活指導主任 2階 生活指導主任 4階 進路学習主任								
各室火元責任者									
1階		2階		3階		4階		5階	
主事室	用務主事	校長室	副校長	3年1組	担任	2年1組	担任	1年1組	担任
保健室	養護教諭	職員室	副校長	3年2組	担任	2年2組	担任	1年2組	担任
パソコン室	情報リーダー	事務室	事務主事	3年3組	担任	2年3組	担任	1年3組	担任
給食室	養護教諭	SC室	副校長	3年4組	担任	2年4組	担任	1年4組	担任
図書室	図書担当	エンカレッジR	副校長	3年5組	担任	2年5組	担任	1年5組	担任
閲覧室	副校長	視聴覚室	副校長	3年6組	担任	2年6組	担任	1年6組	担任
第一美術室	美術主任	第一理科室	理科主任	3年7組	担任	学年室	2年主任	学年室	1年主任
第二美術室	美術主任	第二理科室	理科主任	学年室	3年主任	多目的室	2年主任		
調理室	家庭主任	第一音楽室	音楽主任	進路相談室	3年主任	学習室	2年主任		
被服室	家庭主任	第二音楽室	音楽主任	多目的室	3年主任	生徒会室	生徒会担当		
金工室	技術主任	印刷室	事務主任			備蓄倉庫	用務主事		
木工室	技術主任	体育館	副校長						
用品倉庫	事務主事	多目的室	副校長						
清掃用具倉庫	用務主事								

※その他の区域は、清掃担当者が防火責任者を担当する。

別表 3 自主点検検査班編成表

種 別	実 施 区 分		有 資 格 者 ・ 実 施 者	
自主点検	消 化 器		消防設備士（第1種消防設備点検資格者）	
	屋 内 消 火 栓			
	消 火 用 水			
副校長	自動火災報知設備		消防設備士（第2種消防設備点検資格者）	
	非常警報設備			
	非常警報設備・器具			
	避 難 器 具			
	誘導灯・誘導標識			
自主点検 副校長	建築物全般		副校長	
			事務主任	
			各 学 級	担任
			各教科主任	
			美術科主任	
			技術科主任	
			家庭科主任	
	火気使用 設備器具	火気使用器	各学級担任	
			各教科担当	
		ガス関係	安全係 各学級担任 各教科担当 用務主事	
	危 険 物	施 設	理科主任	
	電氣設備	変電室	副校長	
配電施設		副校長・技術科主任・用務	用務主事	
その他電氣関係		各学級担任		

別表 4 自衛消防組織編成表

自衛消防隊長：学校長

副隊長：副校長

係名	担当者名	火災時の任務概要	地震時の任務内容
情報連絡	○副校長 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関への連絡、通報 ・避難状況、被害状況の把握 ・校内への報知、関係者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に同じ (交通機関の状況)
避難誘導係	○生活指導主任 安全担当 (他の職員全員)	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭への避難誘導と管理 ・広域避難場所までの避難経路の安全確認 ・保護者への生徒引き渡し ・集団下校の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に同じ
防護安全係	○用務主事	<ul style="list-style-type: none"> ・使用中の電気、ガス、危険物の安全措置 (元栓の閉止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に同じ ・非常口等の確保
消火・巡視係	○安全担当 (用務主事) 教務主任 (他の職員全員)	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・防火扉の確認(閉鎖) ・理科薬品保管の点検 ・行方不明生徒の搜索 ・校内の被害の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に同じ
救護係	○養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急処置 ・救護装備を校庭に搬出 ・重傷者の移送、状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に同じ
搬出係	○用務主事 (木曾) (副校長) (他の職員全員)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出し品の搬出、管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・左に同じ
避難所支援係	○副校長 教務主任 (用務主事)		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所設置後、避難住民の支援

安全点検について

- (1) 目的 学校における学習環境の整備、また、安全の確認のために実施をする。
 (2) 実施日 毎学期最初の10日(10が休日の場合はその前後)
 (3) 実施者 各施設の管理(防災)責任者、また、清掃監督者が安全点検・破損箇所点検を行う。

- ◎安全点検表 ※修理箇所等、毎月記入していただいているが、未修理の場合があります、ご面倒でも再度ご記入下さい。
 また、危険箇所、破損箇所はそのままにせず、直ちに対応・処置をお願いします。

記入者氏名 ()

	場 所	危険箇所	修理箇所等
教室・廊下	(年 組)		
特別教室・清掃監督区域	(室)		
要望事項			

- ※記入の仕方 ・異常がない所は○印をつけ、危険箇所・要修理箇所があれば具体的に記入する。
 ・その日のうちに担当者へ提出する。(副校長まで)

(現状及びリスクの把握)

本校は、江戸川区の南に位置している。海拔-0.5mであり、津波浸水区域である。

校舎は昭和55年に建設されたものである。校舎周辺には高層マンション、住宅地密集地があるため、地震後の火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。また近くには東西線西葛西駅があり、バスターミナルも近いことから、避難所開設の際は、多くの避難者が来校することが予想される。

学校の現状（令和7年4月1日現在）

児童・生徒数		教職員数
全校児童・生徒		
711名		48名
第1学年	241名	
第2学年	239名	
第3学年	231名	

- 校舎 昭和 55 年建設
- 登校時刻 午前 8 時 00 分～ 8 時 20 分
- 下校時刻 午後 15 時 30 分～ 16 時 00 分
- 昇降口 1年昇降口：1年生 2年昇降口：2年生
3年昇降口：3年生
- 登下校時の環境
 - ・桜門から登下校
 - ・楠門、裏門は緊急時のみ使用

学校の立地環境

- 学校の立地
 - ・海拔 -0.5 m (江戸川区ハザードマップにより津波浸水区域)
 - ・交通 校舎の南側に 東京メトロ東西線西葛西駅、バスターミナル駅
 - ・公園 行船公園、宇喜田公園
- 自然的環境
 - ・校舎の南3kmに東京湾が広がっている。
 - ・校舎の西1kmに荒川が流れている。
- 社会的環境
 - ・学区全体的に高層マンション、戸建ての住宅が多い。
 - ・東京メトロ東西線西葛西駅がある。
 - ・西葛西駅はバスのターミナル駅である。
 - ・都心まで20分で行くことができる。

緊急時対応マニュアル

- A 地震対応マニュアル
- B 火災対応マニュアル
- C 不審者対応マニュアル
- D 事故対応マニュアル
- E 熱中症対応マニュアル
- F 食物アレルギー対応マニュアル
- G 落雷事故防止マニュアル

江戸川区立西葛西中学校

目 次

全体		2
1	日常的な学校防災活動	2
2	学校災害対策本部組織	3
3	留意事項	4
A	地震対応マニュアル	5
1	安全確保・状況整理	5
2	震度5弱以下の場合	5
3	震度5強以上の場合	6
4	授業再開に向けた対応マニュアル	12
B	火災対応マニュアル	13
1	平常時	14
2	災害時	14
C	不審者対応マニュアル	15
1	第1次対応(不審者発見時)	15
2	第2次対応(事件直後の対応)	16
3	第3次対応第2次対応(事件直後の対応)	16
4	生徒の避難誘導	17
5	教職員等の主な役割	17
6	その他の対応	17
D	事故対応マニュアル	18
1	事故現場での対応体制	18
2	事故発生時の係分担	19
3	事故発生後の報告と事後処理	19
E	熱中性対応マニュアル	20
1	熱中症の応急手当と予防	20
2	熱中症のタイプ	20
3	応急手当	20
4	予防	21
5	学校における熱中症予防のための指導のポイント	21
F	食物アレルギー対応マニュアル	23
1	食物アレルギー症状に対する対応の流れと役割分担	23
2	食物アレルギー発症の緊急性の判断と対応の流れ	24
G	落雷事故防止マニュアル	26
1	活動前・活動中	26
2	活動の停止	26
3	活動の再開	26
4	その他	26
○主要連絡先一覧 28 ○緊急通報マニュアル 29		
○避難所配置図 30 ○消化器、消化栓の場所 31		

1 日常的な学校防災活動

(1) 学校防災委員会の設置

ア 委員長（校長）

イ 副委員長（副校長）

ウ 総務係（副校長、主幹教諭）

災害対応マニュアル・災害対策本部組織の整備資料、情報収集、記録等

エ 施設・設備係（副校長、用務主事）

施設・設備の点検等

オ 防災教育係（生活指導部、研修部）

防災教育、避難訓練、研修の企画

カ 救急・救護係（養護教諭、給食保健部）

応急手当、防災用具の取扱い指導等

(2) 災害対応マニュアルの策定

ア 災害の状況別の具体的対応策

イ 生徒等の安否確認方法、保護者への引渡し計画

ウ 関係機関への連絡体制の整備

(3) 点検、整備

ア 学校施設・設備等

(ア) 薬品保管庫等、敷地内の施設・設備全般（定期、随時、日常）

(イ) 物品の倒壊・落下防止対策

イ 防災上必要な用具等

(ア) 保管場所の把握

(イ) 重要書類等（校長印、沿革史、卒業生台帳、指導要録、人事関係書類等）

(4) 防災教育の実施

ア 防災訓練推進計画の作成

イ 生徒の発達段階に応じた防災教育の実施

ウ 多様な状況を想定した避難訓練の実施

エ 家庭、地域と共に考える防災教育の実施

オ 防災研修の実施

カ 「心のケア」の視点での研修

(5) 情報・連絡体制の整備

ア 一元的な情報管理

イ 校内における情報の管理・連絡体制、関係機関の把握

ウ 保護者への緊急連絡方法の協議

エ P T A、近隣校、地域との連携

オ 各種機会を捉えた、危機管理マニュアルの保護者・地域の方等への周知

カ 江戸川区区教育委員会、区役所防災課との連絡・調整

2 学校災害対策本部組織

- 本部長（校長）：本部の総括、意思決定
- 副本部長（副校長）：本部長の指示による連絡・報告等
- 副本部次長（教務主任）：各班の連絡・調整等

本部	総務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体指揮、避難指示 ・ 情報収集整理 ・ 生徒及び教職員の安否確認 ・ 警察、消防等への通報連絡 	副校長 教務主任
	通報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集 ・ 保護者への連絡事項送信 ・ 学校ホームページの非常用切替、更新 	教務主任 情報推進化リーダー
	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 生徒等の安全確保 ・ 保護者との連絡 ・ 生徒の地区別班下校または保護者への引き渡し 	生活指導主任 生活指導部 各学年主任
	救助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒等被災者の救助 	研修主任 研修部 生活指導部
	救護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒等被災者の救護 	養護教諭 保健給食主任 保健給食部
	施設安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火 ・ 施設等の被害状況の点検把握 ・ 電気、ガス等の安全措置 ・ 立入禁止措置等の危険回避対応 ・ 通学路等の被害状況の把握 	進路指導主任 進路指導部 用務主事
	搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要書類等の非常搬出、保管 	事務職員
	避難受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設・運営の支援・協力 	教務部副主任 教務部

3 留意事項

(1) 平常時

- ア 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- イ 毎日、職員室後方の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況を記入しておく。

(2) 災害時

- ア 授業中（教員が指導中）…教員は生徒に適切な指示で避難させる。

(ア) 避難前

- a 緊急放送をよく聴き、避難経路を判断する。
- b 「窓を閉めてカーテンを束ねる。扉を閉め電気を消す」指示をする。
- c 生徒を廊下に2列で整列させる。

(イ) 避難中

- a 火が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。
- b 「お（押さない）、か（駆けない）、し（喋らない）、も（戻らない）」を守らせて移動させる。
- c 階段を降りるときは、上の階のクラスを優先とする。

(ウ) 人員確認

- a 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
- b 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- c 担任(教科担任)は確認票に不在生徒数と名前を記して副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」
※ 「欠席」とは、その時点での不在である生徒のこと。

(エ) 避難完了後、学級担任がクラスに付く。

- イ 休み時間等（教員不在時）…生徒は自主的に判断して、避難を行う。

(ア) 避難前

- a 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- b 近くの窓をしめカーテンを束ねる。扉をしめ電気を消す。

(イ) 避難中

- a 火が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。
- b 「お（押さない）、か（駆けない）、し（喋らない）、も（戻らない）」を守り、安全な避難経路を通過して移動する。

(ウ) 人員確認

- a 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。
- b 教員の指示に従い、待機する。

A 地震対応マニュアル

震度5弱以下 → 原則として下校させる。
震度5強以上 → 保護者に引き渡すまで学校で待機させる。
学校ホームページに引き取り要請を掲載する。

1 安全確保・状況整理

- (1) 生徒・職員の安全確保を最優先とする。
「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- (2) 安全な場所（教室など）で待機させ、被害の状況を職員室に報告する。
 - ア 荷物などで頭を守り、余震に注意しながら校庭に避難させる。
 - イ 状況判断しながら、避難させる。
- (3) 校舎、体育館の被害状況を収集する。
 - ア 校庭で待機させる。
 - イ 学校周辺の状況把握（施設、住民の様子）も併せて行う。
 - ウ セコムを解除する。

2 震度5弱以下の場合（東京以外で大地震が起こった場合）

- (1) 校舎内外の目視による点検及び学校周辺の状況確認を行う。
- (2) 安全確認後、生徒を一度教室に誘導して、待機させる。
- (3) tetoruにて生徒の避難状況を配信する。
- (4) 全教室、体育館の安全確認（ガス、火元、水道等）をする。
- (5) ラジオ等で情報の収集（津波、河川の決壊、周辺の火災等）をする。
- (6) 通学路の状況確認を行う。（建物や道路の状況）
- (7) 必要に応じて教育推進課庶務係に連絡をする。
- (8) 区の指示を待ち、安全と判断したうえで生徒を下校させる。（場合によって集団下校）
- (9) 公共交通機関が止まっている場合には、生徒を学校に留め置く。（学区外生徒等）

3 震度5強以上の場合

非常配備体制（勤務時間内）、特別非常配備体制（勤務時間外）

発災	勤務時間内	非常配備体制	平常時の態勢
	勤務時間外		

(時間の流れ) ⇒

(1) 非常配備体制（勤務時間内）の場合

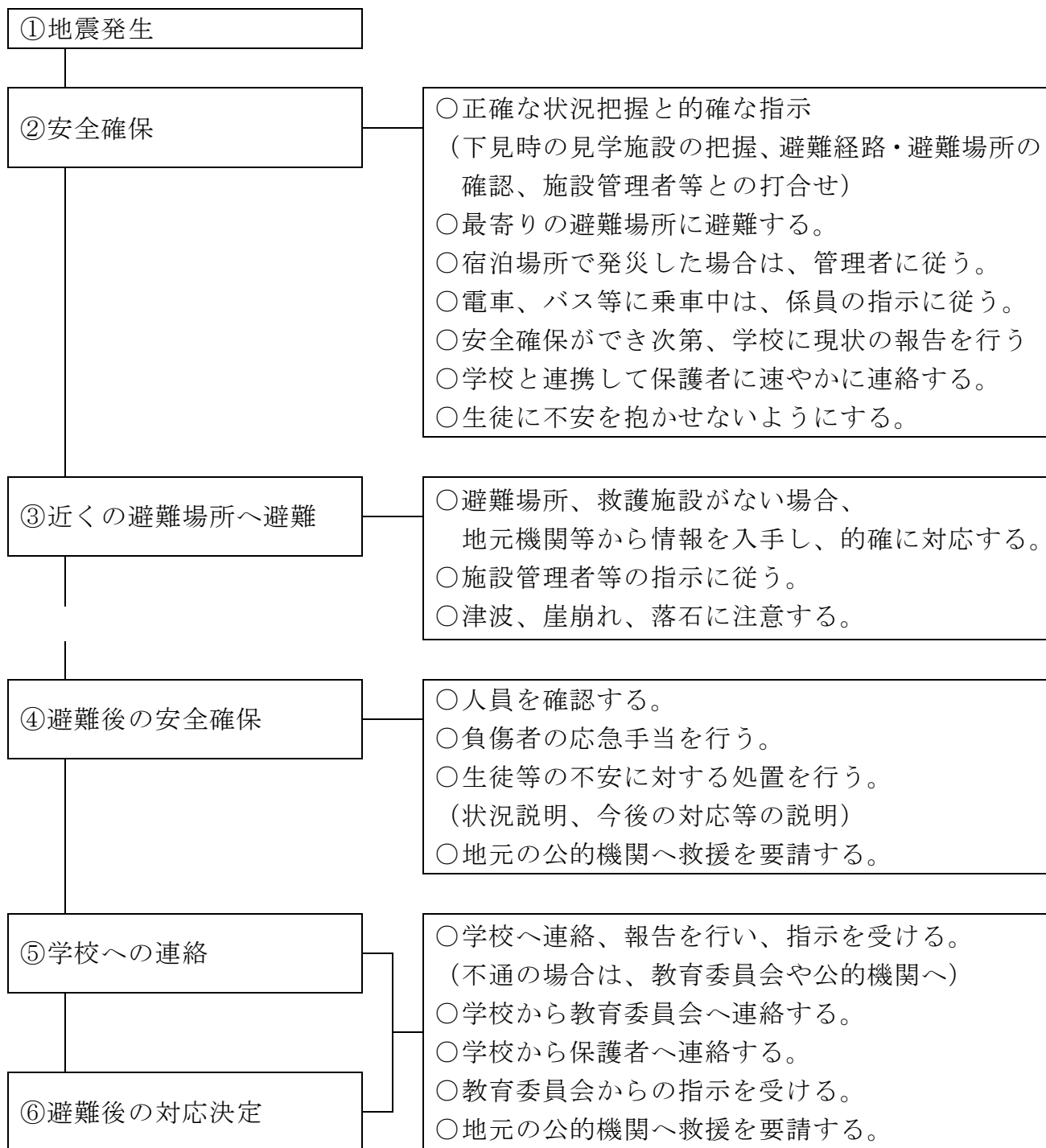
ア 校内で活動中に発災した場合の対応

- (ア) 校舎、体育館、周辺状況を「教育推進課庶務係」に報告する。
 - a 本校電話（1番）は、受け専門の災害時優先電話とする。
 - b 連絡は災害用発信電話、SC室電話及び災害用特設電話を使用する。
- (イ) 保護者への引き渡し連絡の準備（学校ホームページ、tetoru）を行う。
- (ウ) 受水槽、高架水槽、消火水槽の閉栓、災害用井戸、ガス、電気点検を行う。
- (エ) 生徒引き渡しのため、保護者を並ばせて整理する。
 - a 引き渡し後の二次災害が予想される場合は、避難を優先する。
 - b 多くの建物の倒壊や周辺の大規模火災がない場合は、引き渡す。
 - c 大規模災害の場合は、保護者と共に学校に避難するように要請する。
- (オ) 緊急避難所を開設（校庭）する。
 - a 校庭に待機スペースを確保する。
 - b 避難所開設指示があるまでその体制で安全を確保する。
- (カ) 避難所開設（特別非常配備体制を参照）に向けて準備をする。
 - a 特設電話、避難所開設マニュアル等、災害物品詳細表等の確認をする。
 - b 4階備蓄倉庫を確認する。
 - (a) 毛布、ブルーシート、レスキューセット、発電機、コンロ、トイレ等
 - (b) クラッカー、サバイバルフーズ、水、粉ミルク、哺乳瓶等

★地震発生（震度5以上）対応行動

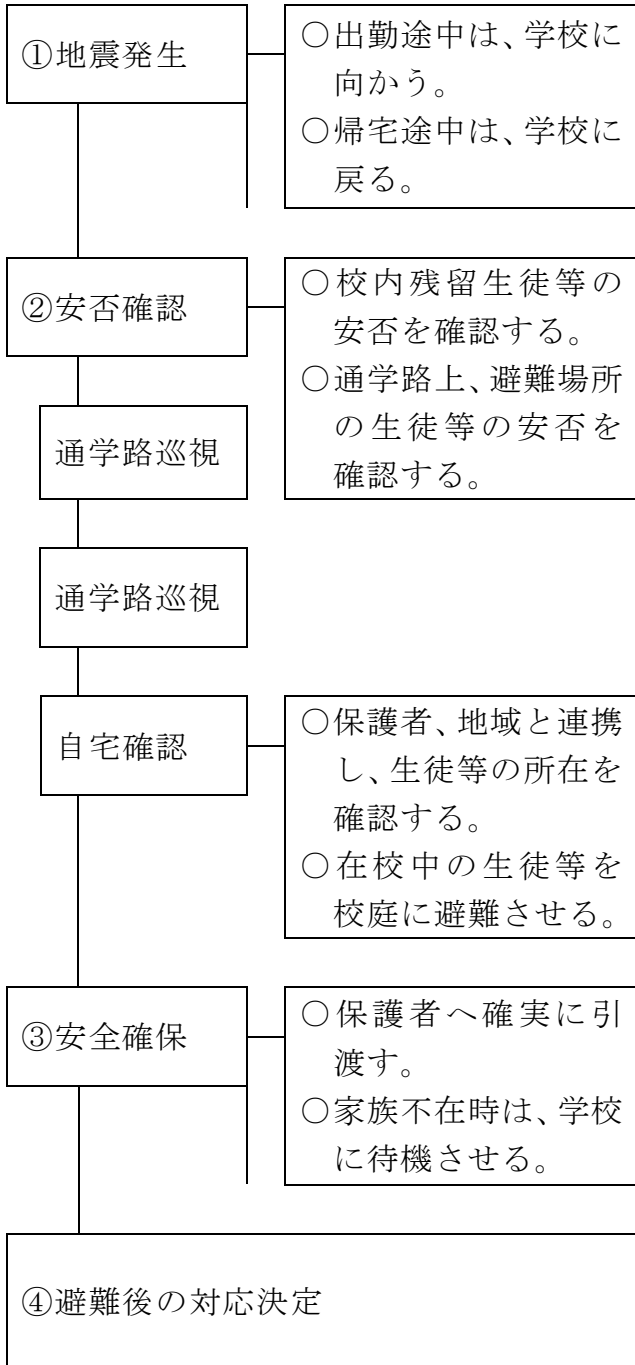
	校長、副校長	担任、教職員
安全確保 点呼、報告 けがの有無 情報収集 校舎 周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集（TV、ラジオ、PC等） ○点呼の報告を受ける。 ○放送で安全点検の指示 （情報集約は職員室） ○校庭へ避難、教室に待機の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎点検（仮）終了まで校庭待機 ・校庭のトイレ、門の開放 ○施設被害状況報告 教育推進課庶務係（5662-1621） ・災害対策本から避難所開設指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○点呼、確認、安全確保 ○校舎安全点検（仮） <ul style="list-style-type: none"> ・1学年教員：5階、屋上、全階段 ・2学年教員：4階、1階、プール ・3学年教員：2階、3階 ・事務職員：体育館 ・栄養士：給食室（ガス元栓） ・用務主事：校舎を外から目視 貯水槽の開栓 特設公衆電話の設置 ○学校周辺の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上から周辺状況の確認 ・臨海公園、荒川土手の情報を収集
保護者引取 連絡 引渡開始	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡し開始 <ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページに掲載 ・特設公衆電話、緊急連絡網で連絡 （3686-7874は、受専門） ※震度5以上は、保護者への引渡し となり、集団下校は実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○分担 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者受付：各学年3名 （引取者の確認） ・引渡者：各学年3名 ・生徒付：各学年2名 ・引取者整理：各学年2名 ・他は、避難者対応準備 ○待機場所 <ul style="list-style-type: none"> ・教室（受付は各階） ・校舎内が危険なときは校庭 （体育館は、避難者受付準備） ・引き渡し状況及び残留生徒の掌握 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・残留生徒名簿の作成 ・保護者受付体制の縮小 ・引き渡し受付場所の移動 ・待機場所、避難所に移動
避難所開設 準備	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ・運営協力を呼びかけ、各代表に腕章を着けさせる。 ・開設指示の確認と避難を求めているか確認 ・体育館へ必要物品の移動を協力者に依頼 ・「避難所開設マニュアル」参照 	

イ 校外で活動中に発災した場合の対応

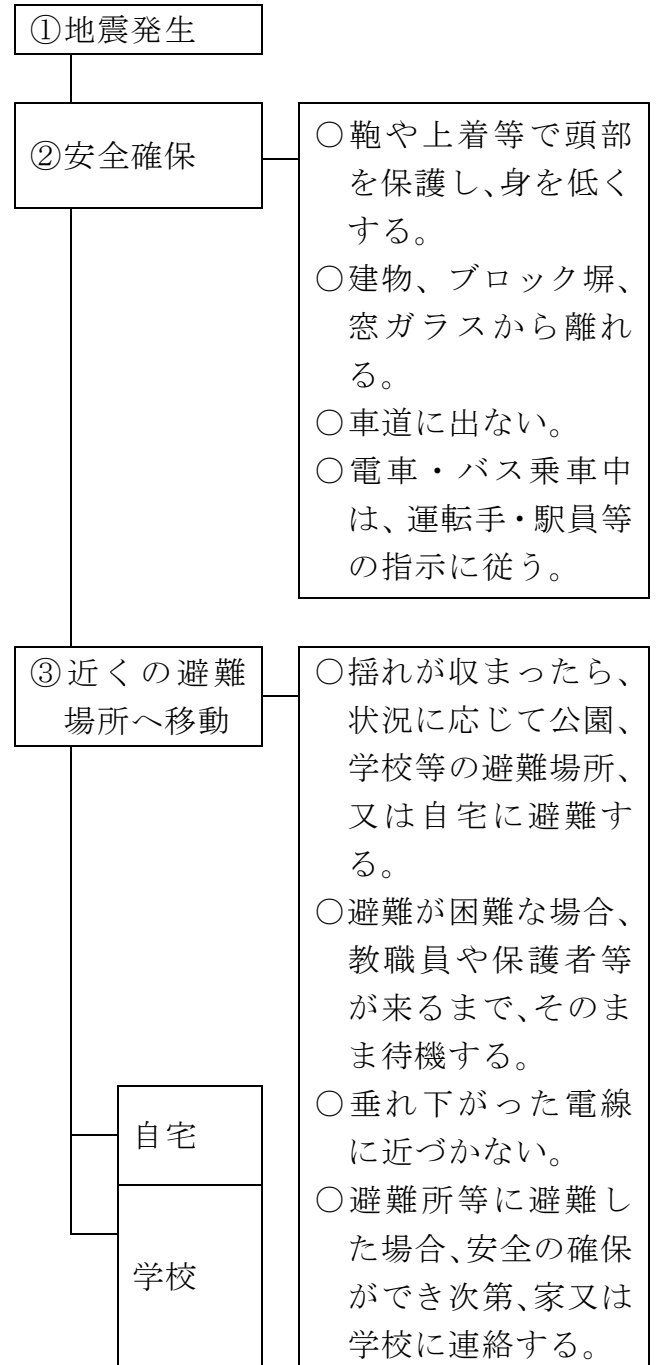


ウ 登下校時に発災した場合の対応

【教職員の対応】



【生徒等の行動】



エ 宣言発令時の対応

(ア) 注意情報発令時の対応

- a 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- b 学校は、授業を学級活動に切り替え、生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- c 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

(イ) 警戒宣言が発せられた場合の措置

a 在校時

- (a) 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- (b) 生徒は校内で保護する。

b 校外活動時

- (a) 宿泊を伴う時は、災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。
- (b) 校長は、情報を保護者に連絡する。
- (c) 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- (d) 日帰りの遠足等の場合は、警察、消防等官公署と連絡を取る。
- (e) 状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- (f) 帰校が危険な場合、近くの学校に避難する等、適宜必要な措置をとる。
- (g) 強化地域内の場合は、区市町村と連絡を取り、警戒本部の指示に従う。

c 登下校時

- (a) 生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
- (b) 教職員の目が届きにくい登下校時においては、生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(ウ) その他の対策

- a 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- b 生徒に対して、今後の対応を指示、説明する。
- c 保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(エ) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

(2) 特別非常配備体制（勤務時間外）の場合

震度5強以上の場合

都職員は、自宅と家族の安全を確認し、本校に駆けつけて避難所開設要員となる。
区職員は、指定された場所に行く。

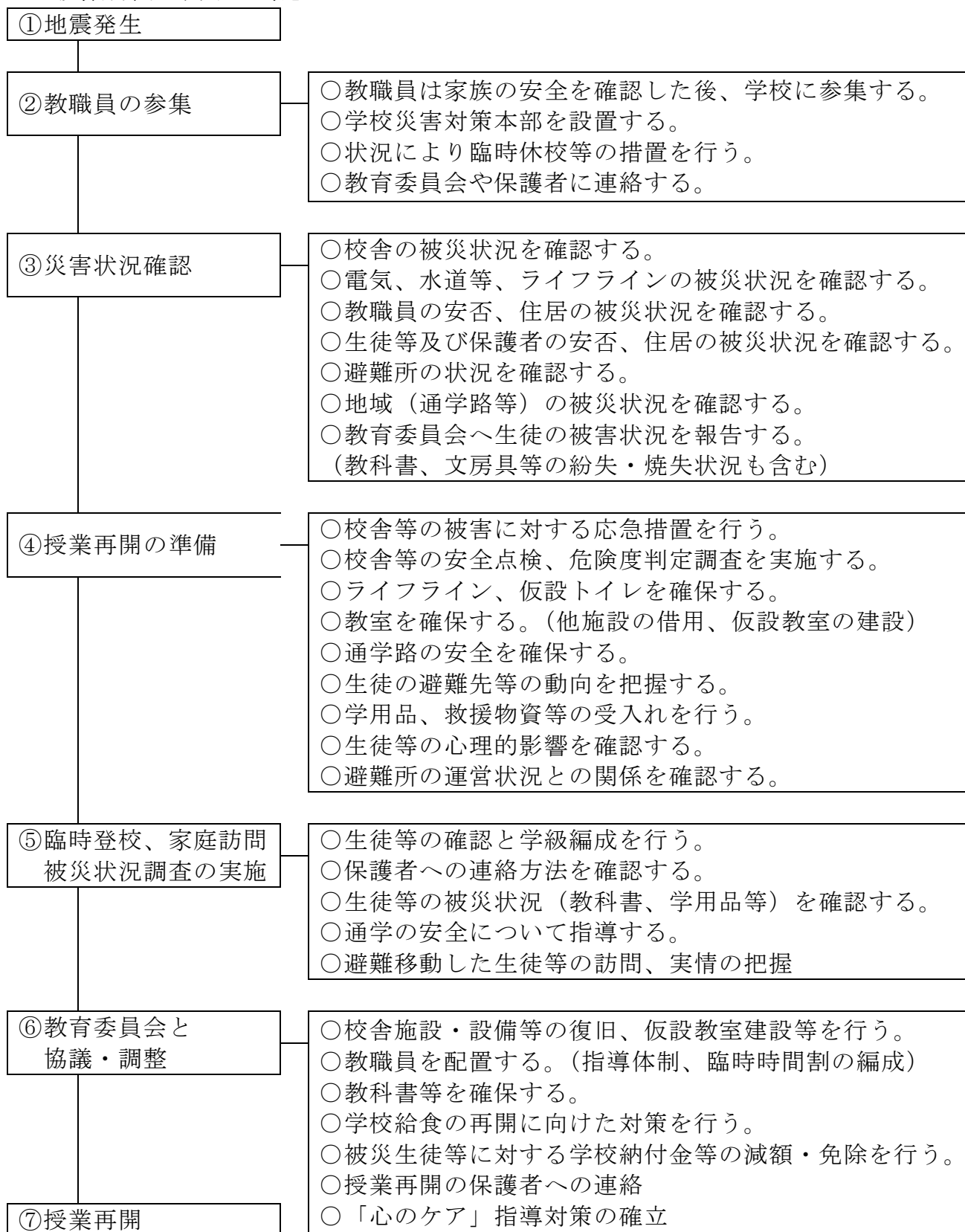
ア 学校職員の避難所業務

- (ア) 生徒等の安全確保及び保護者への引継
- (イ) 緊急避難所及び避難所の開設
- (ウ) 避難所運営協議会の支援
- (エ) 災害対策本部との連絡
- (オ) 教育現場の復旧
- (カ) その他の調整

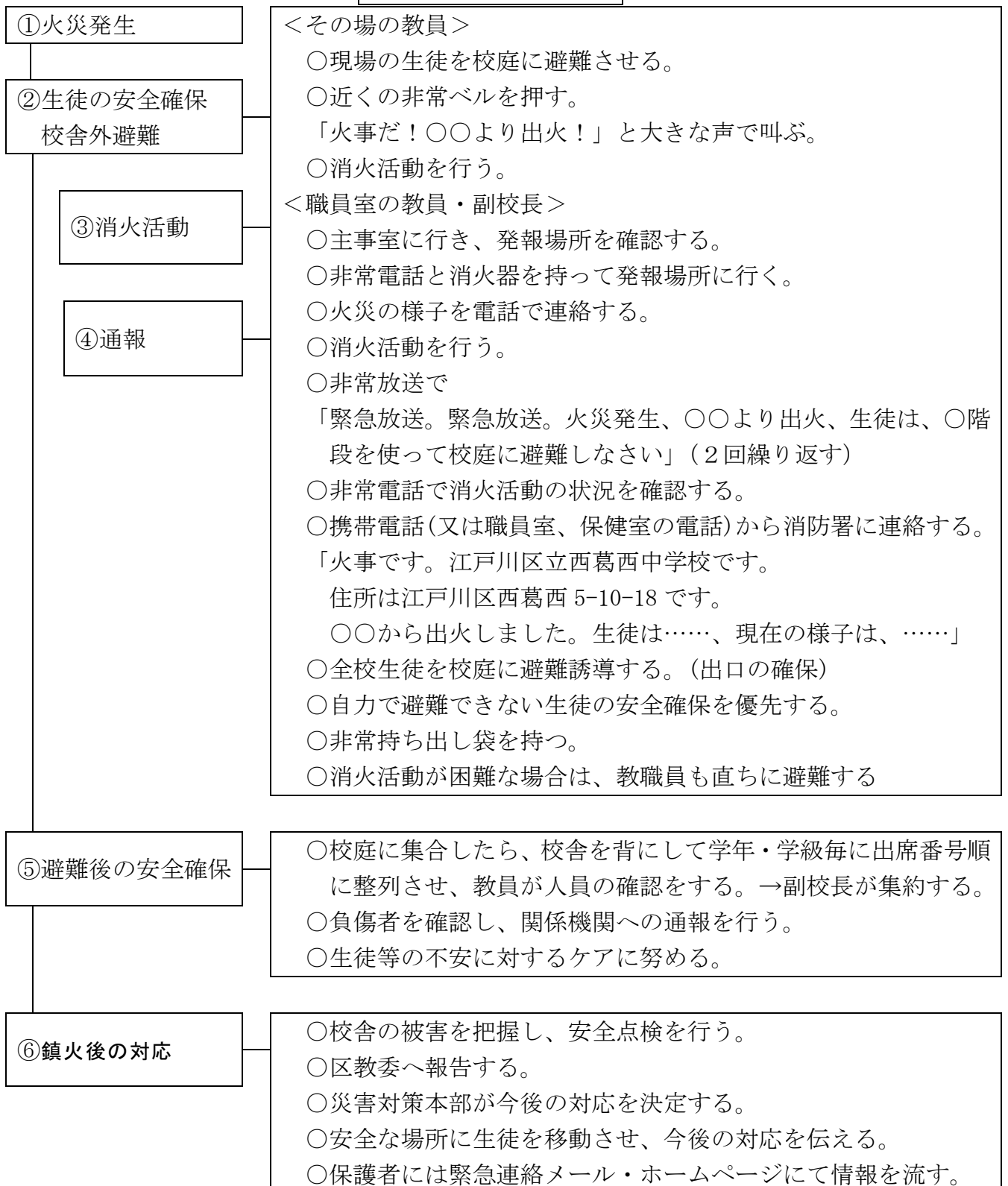
イ 行動内容(週休日、休日、深夜等)

- (ア) 自宅、家族の安否確認後、徒歩、自転車、バイク等で学校へ向かう。
- (イ) 学校に到着後、
 - a 施設及び周囲の安全状況の確認
 - b 避難場所開設指定職員のリーダーと打ち合わせ
 - c 教育委員会教育推進課庶務係に被害状況の報告
 - (a) 本校電話は受専門のため、災害用PHS、SC室電話、特設電話を使用
 - (b) 受水槽、高架水槽、消火水槽の閉栓、災害用井戸、ガス、電気の点検
 - (ウ) 緊急避難所の開設(校庭)
 - a 校庭に待機スペースを確保
 - b 避難所開設指示があるまでそのままの状態を確保
 - (エ) 避難所の開設準備(必要書類; 4階備蓄倉庫)
 - a 開設方針の確認(開設指示がでたか、必要か、安全か)
 - b 開設準備への協力要請(呼びかけ、要請、腕章を付ける)
 - c 施設の安全確認(目視による一時確認、後程に施設安全点検者が来校する)
 - d 避難所運営設備等の確認(電話の設置、PC、放送等)
 - e 安全確保(グループごとに待機、悪天候や厳寒時は体育館のみ使用)
 - f 備蓄物資の確認(毛布等: 4階備蓄倉庫)
 - g 避難所利用範囲の確認(基本は体育館のみ) <別紙参照>
 - (a) 主事室、事務室、保健室、特別教室、職員室、相談室、特別教室は使用禁止
 - (b) 2階以上のトイレは使用禁止(排水管専門業者の確認が取れるまで)
 - h 利用室内の整理、清掃
 - i 居住組の編成(避難者と帰宅困難者の区別、世帯毎)
 - j 看板「避難所」の設置、受付、避難者の誘導
 - (カ) 地域拠点(葛西事務所)へ避難所開設の第1報(用紙は主事室)

4 授業再開に向けた対応マニュアル



B 火災対応マニュアル



※火災でなかった場合

非常ベルが間違っって押された場合、主事室の警報盤横のマニュアルにより復旧作業を行う。

◎ 留意事項

1 平常時

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室後方の「生徒出欠表」に始業時の出欠状況を記入しておく。

2 災害時

- (1) 授業中（教員が指導中）…教員は生徒に適切な指示で避難させる。

ア 避難前

- (ア) 緊急放送をよく聴き、避難経路を判断する。
- (イ) 「窓を閉めてカーテンを束ねる。扉を閉め電気を消す」指示をする。
- (ウ) 生徒を廊下に2列で整列させる。

イ 避難中

- (ア) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。
- (イ) 「お（押さない）、か（駆けない）、し（喋らない）、も（戻らない）」を守らせて移動させる。
- (ウ) 階段を降りるときは、上の階のクラスを優先とする。

ウ 人員確認

- (ア) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
- (イ) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (ウ) 担任(教科担任)は確認票に不在生徒数と名前を記して副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」
※「欠席」とは、その時点での不在である生徒のこと。
- (エ) 避難完了後、学級担任がクラスに付く。

- (2) 休み時間等（教員不在時）…生徒は自主的に判断して、避難を行う。

ア 避難前

- (ア) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (イ) 近くの窓をしめカーテンを束ねる。扉をしめ電気を消す。

イ 避難中

- (ア) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当てて姿勢を低くする。
- (イ) 「お（押さない）、か（駆けない）、し（喋らない）、も（戻らない）」を守り、安全な避難経路を通過して移動する。
- (ウ) 教員の指示に従い、待機する。

ウ 人員確認

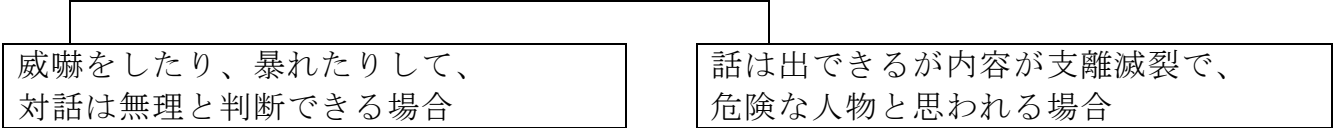
- (ア) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ぶ。
- (イ) 教員の指示に従って、待機する。

C 不審者対応マニュアル

1 第1次対応（不審者発見時）

<発見者>

声をかけ、接触して判断する



周囲の教職員に、放送で「校長先生に〇〇にお客様です」と連絡を依頼する。他の職員にも来るように依頼する。相手を刺激しないように気を配る。

- 生徒の安全確保（防火扉の利用、バリケードの作成）、
- 対応人員の複数確保
- 警察への通報と来校要請
- 現場の情報収集と対応記録
- 対応人員が少ない場合は声をかけ続け、3人以上で接触する。

- 大きな声で近くの職員に応援を依頼する。
- 校長、副校長への連絡を依頼する。
- 声をかけ続け、近くに寄らない

<近くの職員>

- 応援○校長、副校長へ連絡
- 負傷者がある場合、養護教諭へ連絡
 - 大きな声を出し、非常ベルを鳴らす。
 - 生徒の安全確保（避難・誘導・応急処置）
 - 防火扉等を利用し、不審者と生徒を遮断
 - 教員でバリケードを作成（生徒は教室で作成）

校長
副校長

養護教諭

医療機関

<職員室・事務室>

- 侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
- 非常通報装置を押す（学校110番）
- 非常放送（生徒避難・誘導指示、バリケード）
- 現場の情報収集を行う。

校長
副校長
職員室職員
事務職員

警察

教育委員会

<各教室の対応>

- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ2次避難をする。
- 生徒の避難・誘導（学級担任・教科担任）

- 避難場所
体育館、校庭、その他、校長が指示する場所

2 第2次対応（事件直後の対応）

≪緊急対策会議（運営委員会）≫ <input type="radio"/> 情報収集・状況の把握 <input type="radio"/> 協議・決定、伝達・指示 <input type="checkbox"/> 負傷者の確認・医療機関への搬送 <input type="checkbox"/> 生徒の安全管理・保護者への引き渡し、下校 <input type="checkbox"/> 警察との連絡 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡 <input type="checkbox"/> 保護者との連絡 <input type="checkbox"/> マスコミへの対応

≪救急措置≫	≪生徒管理≫	≪情報管理≫
<input type="radio"/> 応急処置 （発見者・養護教諭等） <input type="radio"/> 医療機関への搬送 連絡調整 （養護教諭） <input type="radio"/> 負傷者の人数・氏名 程度等の把握 （養護教諭） <input type="radio"/> 負傷した生徒の保護者へ の連絡・対応 （副校長、学級担任）	<input type="radio"/> 生徒の安全管理 <input type="radio"/> 避難・誘導 <input type="radio"/> 下校・集団下校 <input type="radio"/> 引き渡しの指揮 （生活指導主任） <input type="radio"/> P T Aとの連絡 （副校長） <input type="radio"/> 保護者への連絡 （連絡メール） （各学級担任） （情報推進リーダー）	<input type="radio"/> 情報収集・状況の 把握・伝達・記録 （教務主任） <input type="radio"/> 警察・教育委員会・ マスコミへの対応 （校長） <input type="radio"/> 保護者・地域への対応 （副校長）

※上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。

副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておく。

3 第3次対応第2次対応（事件直後の対応）

救急措置	生徒管理	情報管理
≪緊急職員会議≫ 報告・確認・事後の諸対策を協議		
≪授業の再開≫ <input type="checkbox"/> 施設・設備等の修復 （施設係）	≪保護者・生徒への対応≫ <input type="checkbox"/> 緊急保護者会の招集 <input type="checkbox"/> 家庭訪問（学級担任） <input type="checkbox"/> 教育相談・こころのケ ア （教育委員会等）	≪関係諸機関との連携≫ <input type="checkbox"/> 警察（校長） <input type="checkbox"/> 消防（校長） <input type="checkbox"/> 医療機関（養護教諭） <input type="checkbox"/> 教育委員会（校長） <input type="checkbox"/> マスコミ（校長）

4 生徒の避難誘導

教職員の誘導體制	
副校長（又は主幹教諭）	○非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	○生徒の誘導、安全確保
授業のない教員	○校内残留生徒の確認・誘導
発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、 ○事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認する。 ○直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、 学級担任又は次の授業の授業担当者 は、非常放送があった場合、 ○事事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認する。 ○直ちに生徒を安全な場所へ避難・誘導する。

5 教職員等の主な役割

※発見者：大声で、近くの職員に応援を求め、複数人で対応する。

生徒の安全確保、必要な応急措置、校長、副校長、養護教諭への連絡

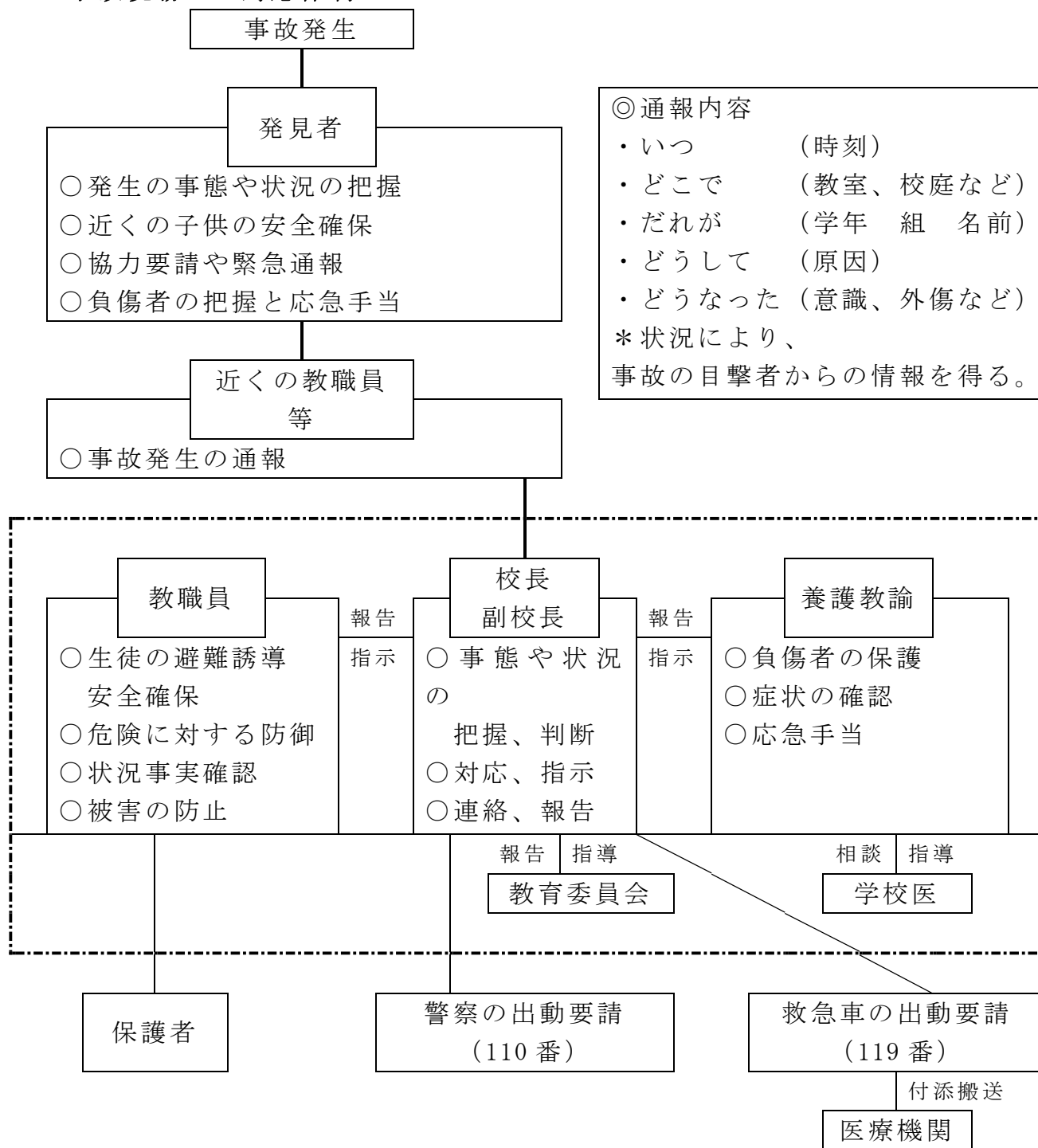
	担当	主 な 役 割	
総指揮	校長	○対応方針の決定 ○校内の総括・指揮	○教育委員会への報告 ○警察・マスコミ対応等
通報連絡	副校長	○非常放送（避難指示） ○関係機関への対応 ○保護者・PTA等への対応等	○校外からの連絡窓口の一本化 ○事務的な対外折衝
	教務主幹	○情報収集 ○状況の把握	○記録伝達（副校長を補佐） ○緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	○生徒の避難誘導 ○人員確認、安全確保、 ○下校や集団下校・引き渡しの指揮	○状況説明 ○全校集会の企画
	学級担任	○生徒の安全確保・避難誘導 ○保護者への連絡	○生徒の不安や動揺の解消等
	学年主任	○担任への助言	○担任不在学級への体制の指示
防御	副担任	○不審者への対応 ○施設設備の修復	○担任不在学級への援助 ○生徒の安全確保
救護	養護教諭	○応急措置 ○負傷者の状況把握 ○医療機関への連絡・付添	○健康状態の把握 ○心のケア

6 その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

- (1) 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- (2) 校長は、教育委員会の指示で、早期下校や休校等を決定して保護者に連絡する。
- (3) 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

D 事故対応マニュアル

1 事故現場での対応体制



*被害の状況や緊急度に応じて、緊急対策委員会や緊急職員会議を開催する

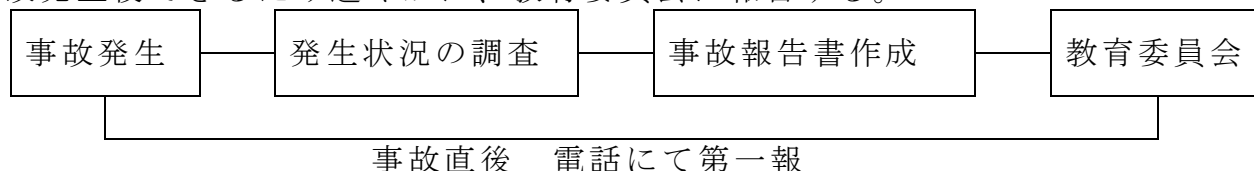
2 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	○事態や状況の把握、判断 ○副校長、教職員、養護教諭等への指示 ○防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 教務主任	○救急車の出動要請 ○警察の出動要請 ○保護者への連絡 ○教育委員会への報告 ○報道機関との対応 ○記録
避難誘導	学級担任 教科担任	○避難場所への誘導 ○避難場所での安全確保
防 御	副担任	○暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	○負傷者の保護 ○症状の確認 ○応急手当 ○健康状態の把握 ○心のケア

3 事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ア 重大事故の場合は、指導計画、内容、状況等の詳細な報告を求められる。
- イ 記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ア 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- イ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般生徒への指導

- ア 一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- イ 事故の概要について可能な範囲で、早く説明する。（全校集会等）。
- ウ 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

無用の混乱を避けるために、窓口を1本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- ア 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ場合がある。
- イ 不安や混乱を招く恐れもある。校長と教育委員会は連携を図る。
- ウ 必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。
- エ 電話連絡網を使用する場合は、内容を簡潔で正確に伝わるようにする。

E 熱中性対応マニュアル

1 熱中症の応急手当と予防

- (1) 緊急（救急車）を要する症状
 - ア 異常行動、幻覚、錯乱、興奮している。
 - イ けいれん
 - ウ 意識がない。
 - エ 高体温
 - オ 発汗が見られない。
 - カ 自分で水分が取れない。
- (2) 救急車の到着を待つとき
 - ア 大量の水を体にかける。
 - イ 太い血管があるところを冷却し、扇いで風を送る。
 - ウ 足を高くする

2 熱中症のタイプ

熱中症にはいくつかの病型がある。重症な病型である熱射病を起こす。適切な手当や処置が遅れると高体温から、中枢神経系に異常をもたらす。多臓器不全等を併発するなど、死亡率が高くなる

(1) 熱失神

皮膚の拡張によって血圧が低下する。脳血流が減少して起こる。めまい、失神などが見られる。顔面蒼白となり、脈は速くて弱くなる。

(2) 熱けいれん

大対量に汗をかく。塩分を含まない水分だけを補給する。血液の塩分濃度が低下したときに、足、腕、腹部の筋口に痛みを伴ったけいれんが起こる。

(3) 熱疲労

脱水による症状で、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気等が見られる。

(4) 熱射病

体温調節が破綻する。高体温と意識障害（応答が鈍い、行動がおかしい、意識がない）等の症状を呈す。多臓器不全等を併発するなど、死亡率が高い。

3 応急手当

- (1) エアコンの効いた室内、日陰など風通しのよい涼しい場所へ連れていく。
- (2) 衣服をゆるめ、乾いた衣服に着替えさせて、楽な姿勢にする。
- (3) 応答がはっきりして吐き気がなければ、水分をとらせる。できれば、冷たいスポーツ飲料か食塩水（500mlの水に食塩小さじ1杯）を飲ませる。

4 予防

気温が30℃を超えた場合や、特に7月から9月の体育、スポーツ活動では、熱中症予防の原則を踏まえた指導を心掛ける。

(1) 環境条件に応じて運動する。

ア できるだけ涼しい時間帯に行わせる。

イ こまめに休憩をとる（30分程度に1回の目安）。

(2) こまめに口分を補給する。

ア 暑いときは、児童・生徒一人一人の状況に応じて、こまめに水分をとらせる。

イ 0.2%濃度の食塩水やスポーツドリンクなどを利用する。

(3) 暑さに慣らす。（馴化）

ア 暑さに慣れるまで（個人差はあるが1週間程度）は、短時間で軽めの運動を行う。

イ しばらく運動をしない期間があった時や、合宿の初日などは、特に注意する。

(4) できるだけ薄着にし、直射日光は帽口で避ける。

ア 暑いときは、軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにする。

イ 屋外で直射日光に当たる場合は、帽子をかぶらせる。

ウ 防具等を着ける場合には、休憩中に防具や衣服を緩め、熱を逃がす。

(5) 暑さに弱い口には特に注意する。

ア 暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する。

イ 常に健康観察を行う。状況に応じて運動を軽くし、休憩させるなど無理をさせない。

5 学校における熱中症予防のための指導のポイント

(1) 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意する。

(2) 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努める。異常が見られたら速やかに必要な措置をとる。

(3) 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付ける。無理をさせない。

【熱中症予防運動指針】

WBGT ℃	湿球温 ℃	乾球温 ℃		
● 31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなり、体から熱を逃すことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
▲▼	▲▼	▲▼	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
● 28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲▼	▲▼	▲▼	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
● 25	21	28	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
▲▼	▲▼	▲▼		
● 21	18	24		
▲▼	▲▼	▲▼		

WBGT (湿球黒球温度)

屋外: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋内: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

● 環境条件の評価はWBGTが望ましい。

● 湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。

● 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

参考文献：(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)

F 食物アレルギー対応マニュアル

1 食物アレルギー症状に対する対応の流れと役割分担

- (1) アレルギー症状が出た場合
- (2) 原因食品を食べてしまった場合
- (3) 原因食品に触れてしまった場合

★ 事故現場 ★

①発見した教職員や生徒

- ・生徒から目を離ない。
- ・症状を観察する。
- ・生徒を一人にしない。

②現場周辺にいた教職員や生徒

- ・助けを求めに行く。
- ・人を集める。
- ・管理職、養護教諭及び栄養士に報告に行く

③集まった教職員

- ・救急車を要請する。
- ・対象生徒がエピペンや内服薬を持参している場合は、薬を所定の場所に取りに行く。

(4) 連絡を受けた教職員 (A) は、準備をする。

ア 「危機管理マニュアル (本ファイル)」 を症状が出たクラスに届ける。

イ エピペン、内服薬の準備及び必要に応じてエピペンを使用する。

※エピペン、内服薬の保管場所を決めておく。

ウ 心肺蘇生やAEDの準備及び必要に応じて心肺蘇生やAEDを使用する。

(5) 連絡を受けた教職員 (B) は、連絡をする。

ア 救急車を「119番」で要請する。

イ 管理者を呼ぶ。

ウ 保護者に報告する。

エ 校内放送等で人を集める。

(6) 連絡を受けた教職員 (C) は、記録をする。

ア 発見者が観察を開始した時刻を記録する。

イ エピペンを使用した場合には、時刻を記録する。

ウ 内服薬を服用した場合には、時刻を記録する

エ 発症した生徒の症状を5分ごとに記録する。

(7) 連絡を受けた他の教職員

ア 他の生徒への対応

イ 救急車の誘導

ウ エピペンの使用または介助

エ 心肺蘇生やAEDの使用

2 食物アレルギー発症の緊急性の判断と対応の流れ

「緊急性の高いアレルギー症状」なのかを5分以内にチェックする。	
全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったりする。 <input type="checkbox"/> 意識がもうろうとする。 <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい、又は不規則である。 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白くなる。
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる。 <input type="checkbox"/> 声がかすれる。 <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳をする。 <input type="checkbox"/> 息がしにくい。 <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み。 <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸（ぜん息発作と区別できない場合を含む）をする。
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い（我慢できない）腹部の痛みがある。 <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける。

(1) 上表の症状が一つでもあてはまる場合

ア ただちにエピペンを使用する。

⇒ 「**エピペンの使い方**」を参考にする。

イ 救急車を要請すること（119番）

⇒ 「**救急要請のポイント**」を参考にする。

ウ その場で安静にさせる。

⇒ 立たせたり、歩かせたりしない。

エ その場で救急車を待つ。

オ 可能なら内服薬を飲ませる。

カ エピペンが2本以上ある場合、10～15分後に症状の改善が見られないときは、次のエピペンを使用する。

キ 反応がなく、呼吸がなければ「心肺蘇生」を行う。

⇒ 「**心肺蘇生とAEDの手順**」を参考にする。

(2) 緊急性の症状がない場合

ア 内服薬を飲ませる。

イ 保健室または、安静にできる場所へ移動する。

ウ 5分ごとに症状を観察する

⇒ 「**症状チェックシート**」に従い判断する。

エ 緊急性の高いアレルギー症状の出現に注意する

G 落雷事故防止マニュアル

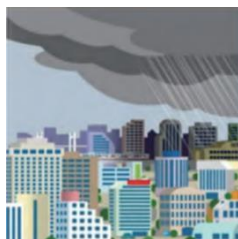
1 活動前・活動中

(1) 情報の収集・把握

- (ア) 屋外活動の前の時点で、天気予報の雷注意報の発表の有無を確認する。
- (イ) 注意が発表されている時は、屋外活動中も随時、空の様子に注意し、雷ナウキャスト等の気象情報を活用しながら一定時間ごとに確認し、最新の状況把握に努める。
- (ウ) 事前に避難の場所と方法を確認し、参加者に周知しておく。
- (エ) 活動を中止した場合の代替え案を設定しておく。

(2) 積乱雲接近(落雷の予兆)

- (ア) 真っ黒い雲が近づいてきた (イ) 雷鳴や雷光がある (ウ) 急に冷たい風が吹いてきた



2 活動の停止(中止) → 避難

- (1) 天候の急変等の場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

- (ア) 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- (イ) 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させる。その際は、学校の対応を保護者等に連絡する。

(2) 雷鳴が近くで聞こえたら

- (ア) 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しない。
- (イ) 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くし、安全な場所に避難する。
- (ウ) 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全が確保されやすい。
- (エ) 木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離ればさらに安全である。

(3) 安全な空間に避難できない場合

- (ア) 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くし、地面との接地面をできる限り少なくする。
- (イ) 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところに退避する。
- (ウ) 高い木の近くは危険のため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2 m以上離れる。



3 活動の再開 → 安全の確認

- (ア) 避難の終了及び屋外活動の再開については、雷ナウキャスト等により雷雲等の動き等に関する情報を十分に収集して落雷の危険が去ったと認められる状態になったことを確認したうえで判断する。
- (イ) 雷ナウキャスト及びその他の天気予報アプリ等で上空に雷雲がない。
- (ウ) 屋外活動場所の周辺で30分以上発雷がない。
- (エ) 別の雷雲の発生や接近がない。

4 その他

- (ア) 指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意する。
- (イ) 児童生徒等においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導する。また、登下校中の対応についても留意する。
- (ウ) 雷ナウキャストとは、雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行うもので、10分毎に更新して提供する気象庁のシステム
- (エ) 参照
 - ・気象庁ホームページ「雷から身を守るには」
<<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/nowc/toppuu/thunder4-3.html>>
 - ・気象庁ホームページ「雷ナウキャスト」
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#lat:32.810362/lon:130.691986/zoom:10/colordepth:normal/elements:s1mcs&slmcs_fcst&thns>

《正しい知識を》

- ・雷は、雷雲（積乱雲）の位置次第で、海面、平野、山岳等、場所を選ばずに落ちる。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向がある。
- ・グラウンドや屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなる。
- ・事前に降雨や雷鳴が聞こえるなどの予兆がないときでも落雷は発生する。（降雨がない、雷鳴が聞こえないからといって落雷はないとはいえない。
- ・遠くで雷鳴があったとしても、その雷は自分のいる地点に落ちる可能性があったという認識をもつ。
- ・従来落雷を誘引すると思われていた物を何も身に付けていなくても、雷が落ちることがある。

主要連絡先一覧

1 公的機関

江戸川区教育委員会教育指導課	5 6 6 2 - 1 6 3 4
江戸川区教育委員会教育推進課庶務係	5 6 6 2 - 1 6 2 1
警視庁葛西警察署	3 6 8 7 - 0 1 1 0
東京消防庁葛西消防署	3 6 8 9 - 1 1 1 9

2 医療機関

森山記念病院	5 6 7 9 - 1 2 1 1
東京脳神経センター	3 6 7 5 - 1 2 1 1
東京臨海病院	5 6 0 5 - 8 8 1 1

3 学区内避難所等

(1) 一次避難所

西葛西中学校	3 6 8 6 - 7 8 7 4
西葛西小学校	3 6 8 6 - 7 6 4 0
第三葛西小学校	3 6 8 0 - 5 1 1 1
第六葛西小学校	3 6 8 8 - 0 4 8 5

(2) 避難所補完施設

西葛西図書館	5 6 5 8 - 0 7 5 1
共育プラザ葛西	3 6 8 8 - 8 6 1 1

(3) 地域拠点

葛西事務所	3 6 8 8 - 0 4 3 1
-------	-------------------

(4) 地域内輸送拠点 葛西防災施設

ア 食品等集積地

葛西区民館	3 6 8 8 - 0 4 3 5
-------	-------------------

イ 医療救護活動拠点

葛西健康サポートセンター	3 6 8 8 - 0 1 5 4
清新町健康サポートセンター	3 8 7 8 - 1 2 2 1
なぎさ健康サポートセンター	5 6 7 5 - 2 5 1 5

ウ 清掃活動拠点

葛西清掃事務所	3 6 8 7 - 3 8 9 6
---------	-------------------

エ 遺体収容所

総合スポーツセンター	3 6 7 5 - 3 8 1 1
------------	-------------------

1 警察を要請する場合（不審者等）

通常は、「110」又は「3687-0110」（葛西警察署）に電話連絡を行う。
状況により非常通報装置「学校110番」を運用する。（副校長席の後）

「不審者が侵入しています」
「江戸川区立西葛西中学校です」
「住所は、江戸川区西葛西5-10-18です」
「電話番号は、03-3686-7874です」
「目標物は、ケーズ電気、創価学会会館側の門です」
「状況は_____、不審者の状況は_____です」
「刃物等は_____、けが人は_____名です」

2 救急車を要請する場合

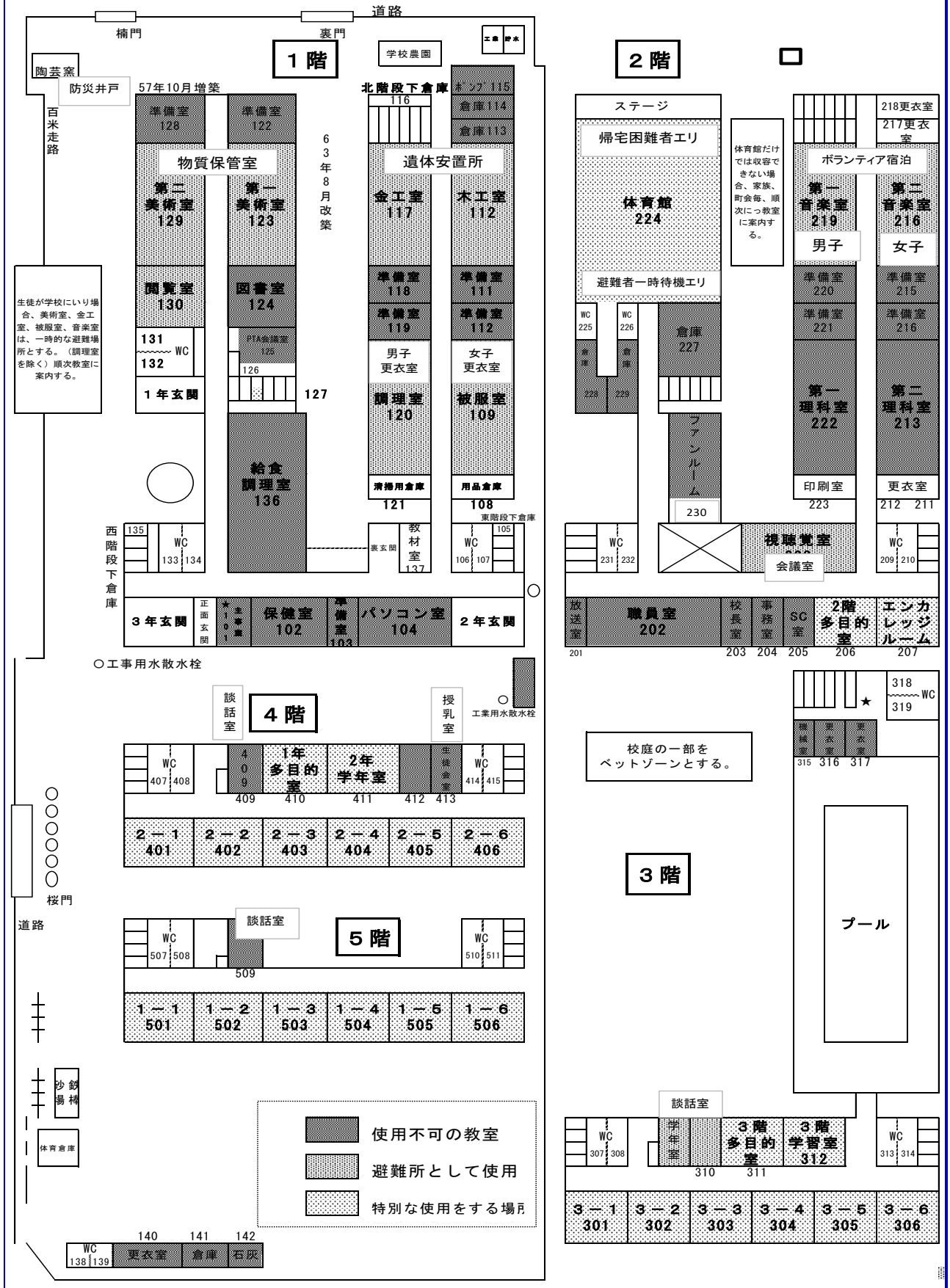
「119」又は「3689-1119」（葛西消防署）に電話連絡を行う。
管理職の指示を待たず、連絡することに躊躇しない。

「救急車をお願いします」
「江戸川区立西葛西中学校です」
「住所は、江戸川区西葛西5-10-18です」
「電話番号は、03-3686-7874です」
「目標物は、ケーズ電気、創価学会会館側の門です」
「けが人(病人)は、____年生、男子(女子)____名です」
「症状、けがの状態は、_____です」

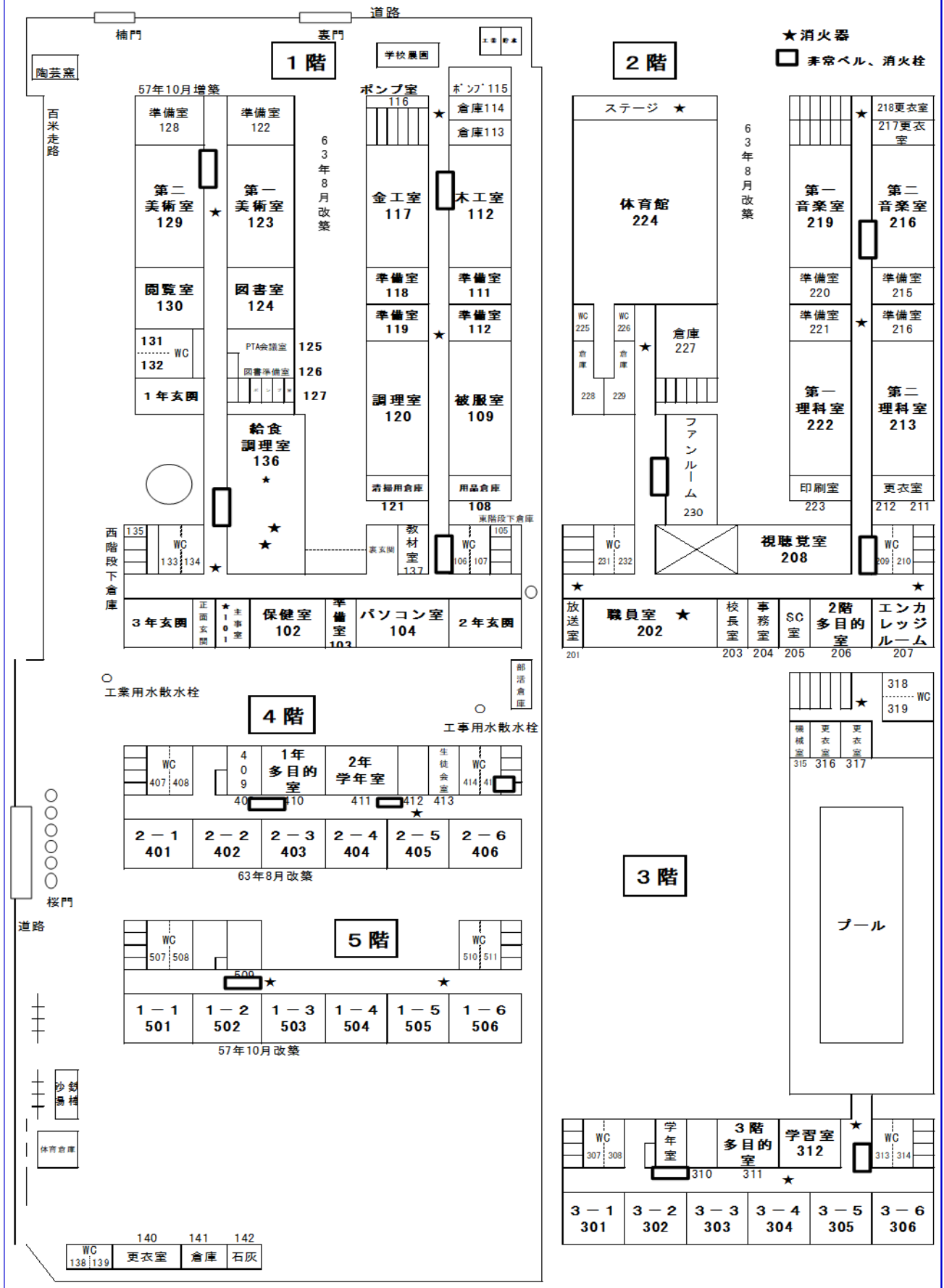
※裏門を開け、救急車が到着したら案内をする。

避難所配置図

(基本的には、避難所は体育館のみとする)



消火器・消火栓の場所



学校平面図

令和8年度



避難経路図

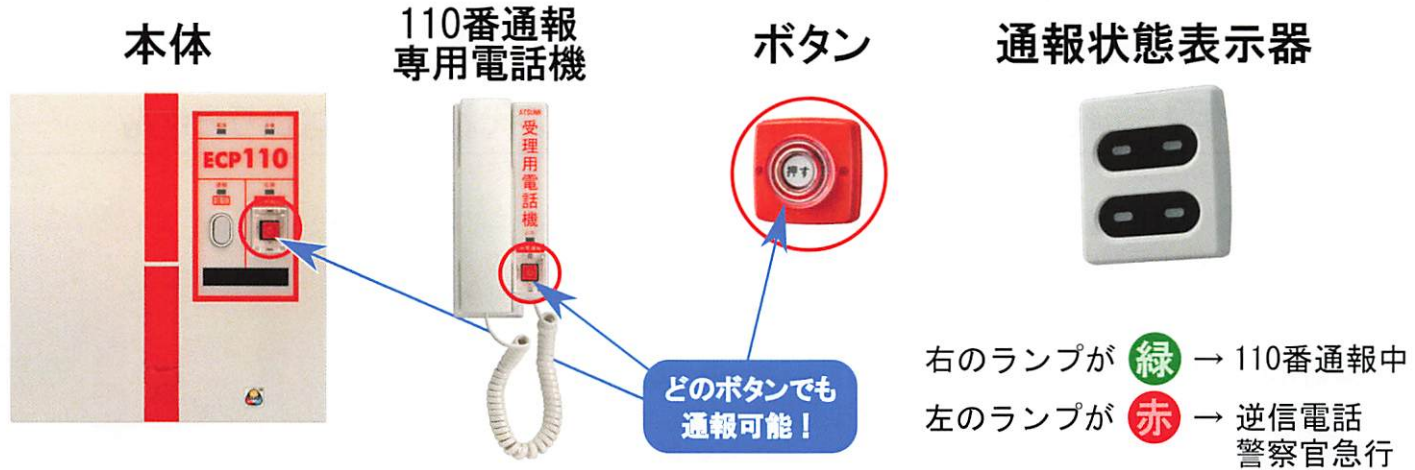
江戸川区立西葛西中学校



110番通報装置 ECP110

使用説明書

機器の機能



通報の流れ



違いをご存じですか？

110番非常通報装置とは

有事の際、**人**を守るこのシステムに代わるものはありません

2021年11月9日火曜日10時40分頃、宮城県登米市豊里町の認定こども園に、「子どもを殺す目的で侵入した」男が逮捕されたことは衝撃でした。

2001年に発生した附属池田小事件から20年以上が経過していますが、その後も、学校や生徒や教育施設を狙った犯罪は後を絶ちません。2023年5月大阪府小学校逃走車突込み事件、3月埼玉県中学校侵入切り付け事件、2022年東京大学前刺傷事件、2019年川崎市小学生殺傷事件、2016年相模原障がい者施設殺傷事件、2008年秋葉原通り魔事件、2005年大阪府寝屋川市の小学校での殺傷事件、山口県光市の高校での手製爆弾事件、などです。とりわけ子どもたちを守るため、最善を尽くすことは必須と考えております。



警備会社との違い

目的の違い

110番非常通報装置が主に守るのは、財産ではなく人です。また、大勢を守るための装置です。大勢の子どもの命、職員の方の命を守るために設置されています。池田小の事件を受け、学校施設への設置が許可されました。夜間の空き巣対策には、別の装置を用いるとよいでしょう。

犯罪には警察

有事の際に最初から最後まで対応するのは警察です。民間企業も努力していますが、警察の初動の素早さが肝心です。明らかになった犯罪に、警察がかかわらないで終わることはないでしょう。また、犯罪抑止目的で、拳銃携帯が許可されている民間団体はありません。

携帯の110番との違い

警察に施設が登録されている

施設名・住所・設置図などの情報を含む申請の上、設置が許可がされています。警察は施設の情報を把握しており、ボタンが押されるとすぐにその情報を参照できます。緊急事態に落ち着いて住所等の情報を伝えることに慣れている人は少ないでしょう。

ボタン押下ですぐに出動！話す必要もない

電話での通報は通常、6つほどの質問をされます。何のための110番か、いつ起きたか、どこで起きたのか、どんな状況なのか、犯人の様子や人数、通報したあなたは誰かなどです。状況を聞いたうえで出動判断をします。しかし、非常通報装置からの通報は緊急案件と判断しすぐ出動します。通話もできますが、話さなくても警察は必ず来ます。

- ・電話回線の変更がある場合は、必ずご連絡ください。接続回線の番号も警察へ登録されています。
- ・年4回の保守点検が義務付けられています。
- ・防犯訓練のための通報ができます。事前に所轄の警察、機器の監視センターへご連絡下さい。

令和8年4月1日
江戸川区立西葛西中学校

江戸川区立西葛西中学校 いじめ防止等のための基本方針

1 基本方針

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校は、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することを最優先に考え、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携により解決を図る。

2 組織（いじめ防止対策推進法第22条に基づく）

未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行うため、以下の組織を設置・運営する。

組織名	構成員
① 学年会	学年主任、学級担任、副担任
② いじめ対策委員会（校内）	校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
③ 学校サポートチーム	いじめ対策委員会委員、保護司、児童相談所職員、福祉関係部署職員、警察、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、保護者代表等

3 いじめ防止等のための対応

（1）基本的な考え方

- ・「いじめはどの子供にも起こり得る」という認識に立ち、全生徒をきめ細やかに見守る。
- ・教職員個人の対応力の差を自覚し、「一人で抱え込まず、組織（チーム）で対応」を徹底する。
- ・学校で救いきれないケースを想定し、外部相談機関を生徒・保護者に定期的に周知する。

（2）未然防止の取り組み

- ・教職員の資質向上：組織的対応の研修（年3回）、実態把握の促進、教職員自身の言動の適正化。
- ・生徒の人権意識の醸成：道徳・人権教育の充実、校長講話、いじめに関する授業（年3回）、外部講師による法教育・情報モラル教育。
- ・集団づくり：宿泊行事、運動会、文化祭、職場体験、校外学習等の行事を通じた社会性の育成と生徒会活動（自治）の充実。
- ・家庭・地域連携：道徳授業地区公開講座、学校評議員会の活用、保護者会・面談の実施。

(3) 早期発見の取り組み

- ・ 定期アンケート：年3回（6月・11月・2月）の「ふれあい月間」に合わせた全校調査と分析。
- ・ 多角的調査：QUアンケート（6月）による学級集団の状態把握。
- ・ 面談の充実：7月・12月の三者面談、スクールカウンセラーによる個別面談。
- ・ 相談体制：教育相談室の運営、「いじめ相談ホットライン」や「相談レター」の配布・周知。

(4) 早期対応の取り組み

- ・ 基本姿勢：いじめの定義に固執せず、目の前のトラブルに寄り添い解決を図る。
- ・ 迅速な連携：管理職への即時報告、被害生徒の徹底支援、加害生徒への粘り強い指導。
- ・ 外部連携：ケースに応じて警察、児童家庭支援センター等の専門機関と連携。

4 重大事態への対応

重大事態（生命・身体・財産に重大な被害が生じた疑い等）が発生した際は、「いじめ防止対策推進法」および『『いじめ』の問題に関する江戸川区教育委員会の基本方針』に基づき、以下の通り対応する。

- (1) 事実関係を直ちに教育委員会へ報告する。
- (2) 被害生徒および保護者に対し、誠実かつ適切に情報を共有する。
- (3) 教育委員会の指導の下、「学校サポートチーム」による調査を実施、報告する。

5 研修・周知

- ・ 職員会議等での本方針周知徹底と、年間計画に位置づけた校内研修の実施。
- ・ 情報モラル（個人情報取り扱い等）に関する教育の推進と、家庭への協力要請。

6 検証と改善

毎年度、いじめの発生状況や対応の妥当性について「学校評価」において検証し、次年度の計画に反映させる。

医薬用外毒物劇物危害防止規定

学校名：江戸川区立西葛西中学校

令和4年7月適用

1 目的

本規定は、毒物劇物の管理責任体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 当校職員の任務

当校職員は、法令及びここに定める諸規定を遵守し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

(1) 毒物劇物管理責任者

毒物劇物の取扱いに関し、学校全体を管理・監督する毒物劇物管理責任者を設置する。

毒物劇物管理責任者は、副校長とする。

管理責任者は、当校における毒物劇物の取扱い全般を統括し、毒物劇物による危害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。管理責任者は毒物劇物の取扱い等に関し必要な指示を管理担当者に与える。

(2) 毒物劇物管理担当者

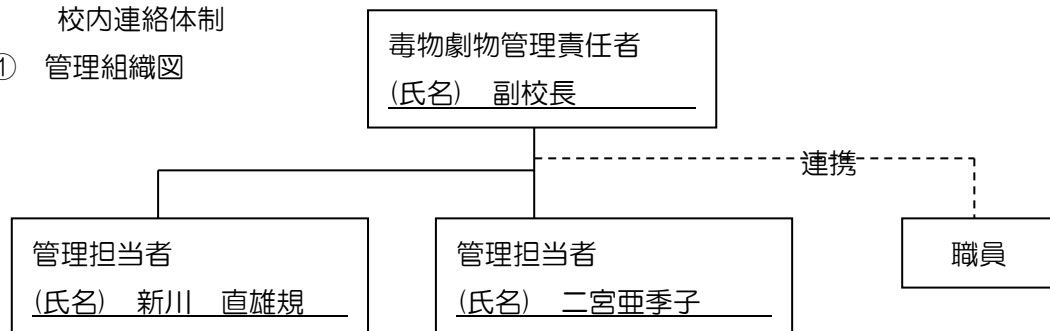
毒物劇物を実地に管理する者として、毒物劇物を取扱う教職員の中から、管理担当者を設置する。

管理担当者は理科教員とする。

管理担当者は管理責任者の指示に従い必要な報告をする。また、必要がある場合には他の職員と連携を取る。

(3) 校内連絡体制

① 管理組織図

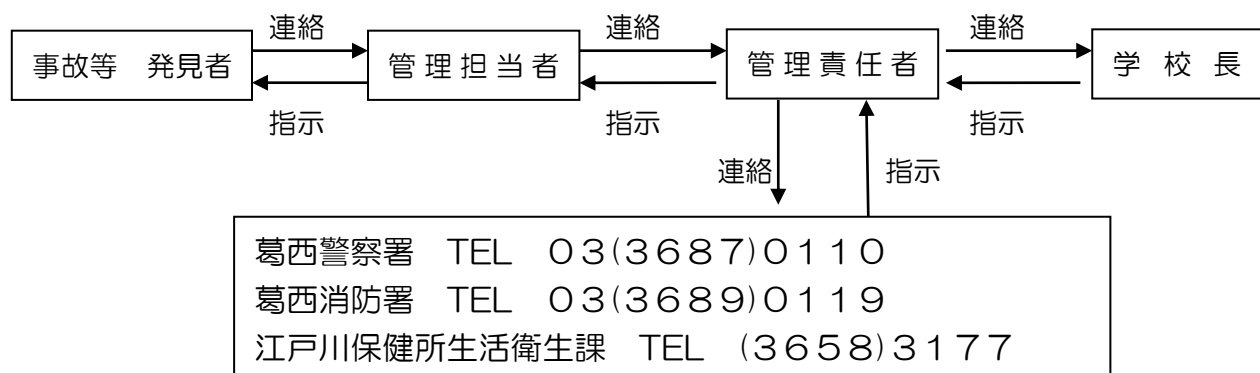


② 緊急連絡網

下記の緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際には、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。

事故が発生した場合は、保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

毒物劇物が盗難に遭った時、紛失した時は、警察署に届け出なければならない。



4 注意及び確認事項

(1) 在庫の管理

- ① 必要以上のものを保管しないようにする。
- ② 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙の管理簿を作成する。
- ③ 毒物劇物を使用、購入、廃棄した時は、管理簿に年月日、数量を記入し捺印またはサインをする。
- ④ 管理担当者は、在庫量について定期的に確認を行い、管理簿に捺印またはサインをする。
- ⑤ 管理責任者は、定期的に管理簿を確認し、捺印またはサインをする。

(2) 貯蔵設備(令和 4年 4月 1日現在)

① 貯蔵庫の位置及び立体図

別紙のとおり

② 貯蔵設備の条件

- ア.スチール製等の堅固なものとする。
- イ.施錠できるものであること
- ウ.医薬用外毒物又は医薬用外劇物の表示が明瞭に表示されていること
- エ.飛散、漏れ、しみ出、流出、地下にしみ込む恐れのないこと
- オ.震災対策として壁（床）に固定されていること
- カ.内部の棚が固定されていること
- キ.毒物劇物容器の転倒・落下防止措置を設けていること
- ク.医薬用外毒物劇物以外のものを保管しないように厳守すること

(3) 取扱いについて

① 保管庫の管理

- ア.保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開けること。カギの管理は管理担当者が行う。
- イ.「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示する。
- ウ.毒物劇物専用の保管庫とし、毒物劇物以外のものは保管しない
- エ.混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

② 容器・薬品の確認

- ア.購入時、使用時、又は保管中の物は、定期的に、容器の破損や薬品の変質等の異常がないか確認する。
- イ.毒物劇物を他の容器に移し替える必要がある場合は、飲食物の容器は使用しない。また、移し替えた容器には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示し、薬品の名称を記載する。

(4) 応急の措置・廃棄

- ① 万一、取扱中に容器の破損等により、毒物劇物の流出・飛散の事故を起こした場合は、直ちに「緊急連絡網」により関係者に連絡すると共に、別紙「安全データシート」に基づいて対応し、被害の拡大を防止するものとする。
- ② 廃棄は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、管理簿に年月日、数量を記載する。

(5) 自己点検表

管理責任者は、毒物劇物の取扱いについて、別紙様式の点検表により、年1回定期点検し、記録する。
特に設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検を行う。

5 教育及び訓練

管理責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、教育及び訓練を行う。

(1) 教育及び訓練の内容

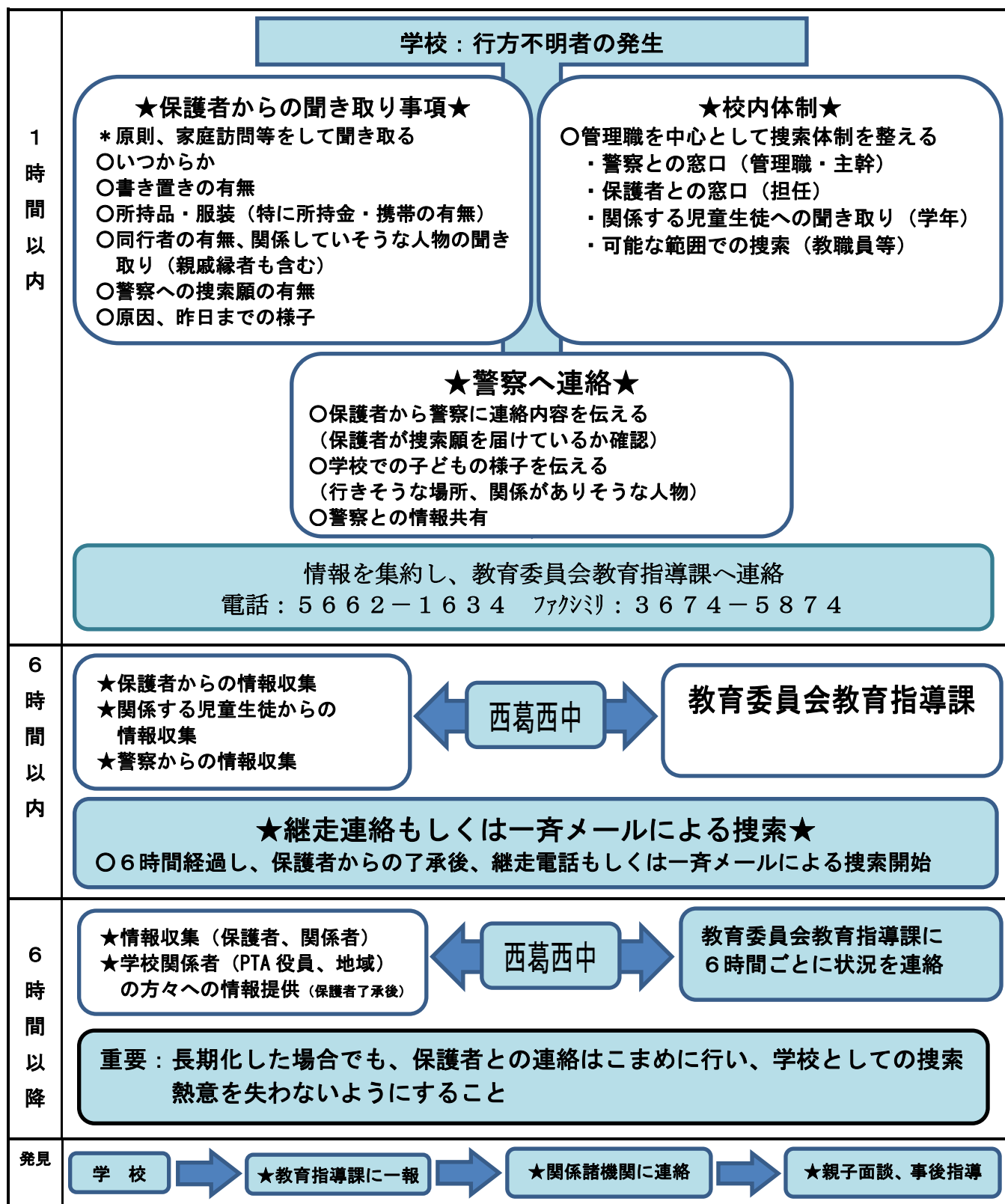
- ① 法の規制に関する教育
- ② 事故時等の応急措置に関する教育及び訓練
- ③ 毒物劇物の危害性に関する教育
- ④ 防災訓練
- ⑤ 毒物劇物の安全な取扱いに関する教育

江戸川区行方不明者対応マニュアル

江戸川区立西葛西中学校

対応のポイント

- 1 本マニュアルは、あくまでも基本的事項であるため、マニュアルのみに頼らず校長のリーダーシップを発揮の上、あらゆる手段を用いて、児童生徒の安全確保に努めること
- 2 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を管理職が集約する
- 3 保護者に対して、「行方不明者届」を所轄警察署に早めに提出するよう勧める
- 4 警察機関等と最大限の連携協力体制をとる
- 5 保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、行動する



家出対応チェックポイント

★保護者との連絡・情報交換（電話・家庭訪問又は来校）の際のチェックポイント	
	書き置きはあったか
	携帯電話は所持しているか、着信状況、電源が入っているか
	服装・所持品・所持金はいくらか 通帳の持ち出しはあるか
	自転車を使用しているか
	最近の家族関係、交友関係について
	最近、興味をもっていたこと等
	行き先等の心当たりはないか
	所轄警察署へ「行方不明者届」を提出したか
★友人・知り合い等からの情報収集の際のチェックポイント	
	家出をした児童生徒の保護者の了承を得たうえで、聞き取りをしているか
	居場所を知っていないか、心当たりはないか
	携帯電話への連絡・着信はないか
	最近、家出をした児童生徒の様子・会話の内容について
	家出をした児童生徒の交友関係について（関係図にまとめる）
★学校体制のチェックポイント	
	管理職を中心として情報が一元化される体制とする
	家出をする前日程度より、時系列で記録をとる
	同行者（他校）がいる場合、関係学校と連絡をとり、家出をする前日程度からの記録を時系列でとる。
	放課後等の捜索チームを編成する（携帯電話を確実に所持する） （例）18:00～19:00 対応可能な教職員全員 19:00～20:00 当該学年教職員中心 20:00～21:00 副校長、生活指導主幹、担任 21:00 捜査終了 その日の状況を保護者、教育委員会に連絡 ＊広域で捜索するグループ、自宅周辺や繁華街周辺を捜索するグループで分かれる。
	途中経過を報告する時刻を決める
	保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、捜索する
	携帯電話に本人が出なくても連絡を取り続ける
	6時間経過した場合、継走電話、一斉メールにて捜索し、情報網を広げる
★児童生徒発見時のチェックポイント	
	家庭での時間を優先し、ゆっくり休ませるとともに、学校での親子面談の予定をとる
	必要に応じて、関係機関等への支援を要請する ・カウンセリングが必要な場合→カウンセラー、区の臨床心理士（教育委員会教育指導課） ・知能、身体、情緒に関する専門的な相談を必要な場合（教育委員会教育指導課） ・犯罪に関わった可能性がある場合（警察） ・けが等が認められる場合（医療機関） ・一時保護を必要とされる場合（子ども家庭支援センター、児童相談所）
☆随時、教育委員会教育指導課に連絡をする TEL 5662-1634	

◆弾道ミサイル発射に係る対応

1 対応手順

《Jアラートによる情報伝達：弾道ミサイル発射情報・非難の呼びかけ》

『ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難してください。』

《避難行動》

【屋外にいる場合】

- 近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- 近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に異動する。
- 床に伏せて頭部を守る。

《 1 : 日本に落下する可能性がある 》

直ちに非難の呼びかけ

『直ちに非難。直ちに非難。』

直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。

直ちに避難してください。』



《避難行動》



《落下場所等についての情報》



《追加情報》

《 2 : 日本の上空を通過 》

ミサイル通過情報



《屋内避難は解除》

不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

《 3 : 日本の領海外の海域で落下 》

落下場所の情報



2 生徒の基本行動（学校にいる場合）

- ①姿勢を低くし、頭部を守る。
- ②屋外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難する。
- ③遮蔽物がない場合には、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。
- ④屋内にいる場合には、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ⑤窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。机の下に入って頭部を守る。

◆学校への犯罪予告・テロへの対応

対応手順

《学校への犯罪予告》 連絡者：校長、副校長、主幹教諭

- ①江戸川区教育委員会教育指導課 指導主事に連絡。(学校担当、又は、統括指導主事)
- ②警察等関係機関に連絡。(消防、自衛隊等)

《校内協議》

- ①校長、副校長、主幹教諭、学年主任で情報共有
- ②教職員を集め、情報共有。
- ③生徒の安全性を優先し、安全の確認。
- ④状況によっては、集団下校や臨時休業。

《関係者会議》

- ①校長、副校長、生活主任、教務主任、警察、消防、自衛隊、教育委員会指導主事で情報を共有。
- ②今後の対応を協議。

- ① 副校長から tetoru で家庭に連絡。
- ② H P で家庭に連絡。

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）により、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みを定めている。令和2年度に策定された『江戸川区国民保護計画』を参照。